

平成28年2月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成28年度当初予算等関係)

元気づくり総本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は前年度の6月補正後予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。
あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年2月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表)	1
		とっとり元気戦略課	2
		広域連携課	5
		広報課	6
		県民課	14
		とっとり暮らし支援課	16
		参画協働課	33
		女性活躍推進課	45
		東部振興課	54
	2 歳入歳出事項別明細書		59
	3 節の明細		62
	4 債務負担行為に関する調書	広報課ほか	65

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	県民課	67
第36号	鳥取県基金条例の一部改正について	参画協働課	77
第42号	鳥取県附属機関条例等の一部改正について	県民課ほか	80
第65号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	広域連携課	86

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり元気戦略課	625,264	517,321	107,943			20	625,244	
広域連携課	47,232	47,666	△ 434			8	47,224	
広報課	326,551	330,771	△ 4,220			174	326,377	
県民課	30,818	31,707	△ 889			184	30,634	
とっとり暮らし支援課	367,529	304,085	63,444			122,830	244,699	
参画協働課	3,157,178	156,607	3,000,571			118,649	3,038,529	
女性活躍推進課	80,732	89,259	△ 8,527			17,302	63,430	
東部振興課	29,467	27,290	2,177			3,426	26,041	
合計	4,664,771	1,504,706	3,160,065			262,593	4,402,178	

<説明>

【とっとり暮らし支援課】・(新)スーパーコンパクトビレッジ(小さな拠点プラス)促進支援事業(41,500千円)
 ・みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業(38,170千円)
 ・若者定住等による集落活性化総合対策事業(42,887千円)
 ・(新)新たな中山間地域振興のあり方検討事業(9,000千円)
 ・(新)とっとり移住大作戦事業(9,440千円)

【参画協働課】・(新)トトリズム推進事業(66,675千円)
 ・(新)鳥取元気づくり推進基金設置事業(3,000,000千円)

【女性活躍推進課】・(新)女性活躍トップランナー事業(17,030千円)

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

とっとり元気戦略課（内線：7132）

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	297,066	333,836	△36,770				297,066	
事業内容の説明								
一般職の職員（42名）の人件費								
元気づくり総本部 管理運営費	10,463	8,269	2,194			(雑入) 10	10,453	
トータルコスト	43,994千円（前年度 35,447千円）[正職員：4.3人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	各部局との連絡調整、元気づくり総本部の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 連絡調整業務に要する経費								
2 主な事業内容								
・ 元気づくり総本部及び各部局との連絡調整経費 7,952千円								
・ 非常勤職員人件費 2,511千円								

2款 総務費

2項 企画費

とっとり元気戦略課（内線：7132）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	304,139	160,446	143,693				304,139	
事業内容の説明								
一般職の職員（43名）の人件費								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

とっとり元気戦略課（内線：7644）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
県政推進費	10,391	9,565	826			10	10,381	
トータルコスト	75,894千円（前年度 54,603千円） [正職員：8.4人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	「鳥取県元気づくり総合戦略」の取組の推進、県政顧問等の設置							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る未来づくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年10月に策定した「鳥取県元気づくり総合戦略」の取組及び「鳥取元気プロジェクトチャレンジ70」のアジェンダ・政策項目を推進するとともに、部局をまたがる県政の重要課題への対応や部局を越えた職員による政策検討の実施、市町村との意見交換会等を実施する。

また、有識者等による意見を県政に反映させるため、県政顧問や県政アドバイザースタッフなどを設置する。

(1) とっとり創生チーム会議

鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たり、市町村や産業界、高等教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等で構成し、施策の検証を実施するもの。

(2) 県政顧問

県政の重要事項（分野）に関する大きな方向性に対し、大局的見地から助言及び提言を得るため、県政顧問を設置するもの。

(3) 県政アドバイザースタッフ

県政の諸課題に関する個別具体的な取組に対し、専門的見地から助言及び協力等を得るため、有識者を県政アドバイザースタッフとして任命し、各部局からの要請に応じ、講演会講師等に招聘するなど、全庁的な活用により迅速かつ柔軟な課題解決に取り組むもの。

(4) 総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、知事と教育委員会とが「教育に関する大綱」の策定や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行うもの。

(5) 県・市町村行政懇談会

県知事と市町村長が、地方行政や地域の課題等について意見交換を行うことにより、共通の認識を持ち、解決に向けて連携した取組の強化を図るもの。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	設置根拠	予算額
とっとり創生チーム会議	—	670
県政顧問	鳥取県県政顧問設置規則	985
県政アドバイザー スタッフ	県政アドバイザースタッフ 設置要綱	1,772
総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、鳥取県附属機関条例	466
行政懇談会	—	307
その他諸経費	—	6,191
計	—	10,391

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

とっとり元気戦略課（内線：7644）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
政策研究費	3,205	5,205	△2,000				3,205													
トータルコスト	3,205千円（前年度 5,205千円）[正職員：0.0人]																			
主な業務内容	政策課題の調査研究、関係課との調整等																			
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る未来づくりの推進																			
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・概要 年度途中に発生した緊急の政策課題について、機動的な調査・検討を行うための経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策課題情報収集</td> <td>2,000</td> <td>政策課題研究 ・調査委託（委託料） ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）</td> </tr> <tr> <td>その他諸経費</td> <td>1,205</td> <td>負担金・事務費等</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,205</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	政策課題情報収集	2,000	政策課題研究 ・調査委託（委託料） ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）	その他諸経費	1,205	負担金・事務費等	計	3,205	
区 分	予算額	内 容																		
政策課題情報収集	2,000	政策課題研究 ・調査委託（委託料） ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）																		
その他諸経費	1,205	負担金・事務費等																		
計	3,205																			

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

広域連携課（内線：7960）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入)	一般財源	
知事会等負担金	47,232	47,666	△434			8	47,224	
トータルコスト	95,580千円（前年度 129,975千円）〔正職員：6.2人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	各種知事会等への参画・運営に係る負担金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	国の協力が必要な事業や地域の実情に即した施策の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国知事会をはじめとする各種知事会議等の構成団体として、他の都道府県等との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応や国の施策等に対して意見を述べるなどの提案・要望活動等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合、近畿ブロック知事会等が実施する事務に係る構成団体としての負担金及び非常勤職員報酬等（事務補助1名）。</p>								
（単位：千円）								
区 分	予 算 額	内 容						
全国知事会	7,898 (7,898)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の都道府県知事で組織 国の施策に対し、都道府県が一致して地方の立場で意見を述べる等の活動を実施 						
中国地方知事会	1,282 (1,282)	<ul style="list-style-type: none"> 中国5県の知事で組織 中国地方の共通する課題等について連携し取り組むとともに国の施策に対し、共同で意見を述べる等の活動を実施 広域で連携して取り組むテーマごとに部会を設置し、広域行政ニーズに対応 						
関西広域連合	25,123 (23,556)	<ul style="list-style-type: none"> 関西の2府6県4政令市で組織 行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築を目指し、広域観光・文化振興等7分野の事務を実施 鳥取県は7分野のうち、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療の3分野に参加 						
近畿ブロック知事会	250 (250)	<ul style="list-style-type: none"> 近畿ブロック7府県及び三重、徳島、鳥取の知事で組織 構成府県の共通する課題等について議論し、緊急アピールや提言等の活動を実施 						
日本創生のための将来世代応援知事同盟	500 (500)	<ul style="list-style-type: none"> 独自の発想と実行力を持ち、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す12県知事で構成 女性や若者など多様な人材が地方で活躍できる社会づくり、「結婚」から「子育て」まで切れ目ない支援のあり方について提言等の活動を実施 						
関西地域振興財団	1,750 (1,750)	<ul style="list-style-type: none"> 関西地域の広域課題解決と新たな関西の創造に資する事業等を実施 鳥取県は関西地域に係る地域振興事業（国際観光事業、文化振興事業、情報発信事業）に参加 						
日本海沿岸地帯振興連盟	600 (600)	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸の12府県で組織 国の施策に対し、提案・要望等の活動、合同勉強会等を実施 						
その他諸経費	9,829 (11,830)							
計	47,232 (47,666)							

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7097)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考																					
				国庫支出金	起債	その他																						
とっとり情報発信費	66,223	74,717	△8,494			66,223																						
トータルコスト	86,498千円(前年度87,141千円) [正職員:2.6人]																											
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等																											
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> 県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施 流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る 																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的</p> <p>全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等につなげるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。</p>																												
<p>2 主な事業内容 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年メディア枠活用型情報発信</td> <td>年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開する。 ※債務負担行為(平成27年11月補正)により着手済み</td> <td>(20,243) 20,243</td> </tr> <tr> <td>フットワーク型情報発信</td> <td>緊急性・重要性の高いテーマに柔軟に対応するため、マスメディアなどを活用した、タイムリーかつ効果的な情報発信を行う。 <情報発信の例> テレビ番組誘致、著名人のイベント招聘、広告掲載、全国的な訴求力のあるイベントの支援など <情報発信テーマ> より話題性の高いテーマを臨機応変に設定。 ・移住先としての魅力発信(生活環境の良さ、田舎暮らしの発信) ・アクセスの向上(高速道路の整備等による道路の利便性向上、航空便利用による旅の魅力発信) ・食のみやこ鳥取(新品種梨、オレイン55、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等) ・日本遺産(三朝温泉、三徳山)、山陰海岸ジオパーク・大山1300年祭</td> <td>(49,908) 41,608</td> </tr> <tr> <td>マスメディア等招聘経費</td> <td>テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう。</td> <td>(492) 492</td> </tr> <tr> <td>情報発信研修会</td> <td>各所属情報発信担当者を対象として、県外へ効果的に情報発信するポイント等について有識者を招聘し、研修会を実施する。</td> <td>(182) 182</td> </tr> <tr> <td>その他諸経費</td> <td></td> <td>(3,892) 3,698</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>(74,717) 66,223</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	通年メディア枠活用型情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開する。 ※債務負担行為(平成27年11月補正)により着手済み	(20,243) 20,243	フットワーク型情報発信	緊急性・重要性の高いテーマに柔軟に対応するため、マスメディアなどを活用した、タイムリーかつ効果的な情報発信を行う。 <情報発信の例> テレビ番組誘致、著名人のイベント招聘、広告掲載、全国的な訴求力のあるイベントの支援など <情報発信テーマ> より話題性の高いテーマを臨機応変に設定。 ・移住先としての魅力発信(生活環境の良さ、田舎暮らしの発信) ・アクセスの向上(高速道路の整備等による道路の利便性向上、航空便利用による旅の魅力発信) ・食のみやこ鳥取(新品種梨、オレイン55、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等) ・日本遺産(三朝温泉、三徳山)、山陰海岸ジオパーク・大山1300年祭	(49,908) 41,608	マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう。	(492) 492	情報発信研修会	各所属情報発信担当者を対象として、県外へ効果的に情報発信するポイント等について有識者を招聘し、研修会を実施する。	(182) 182	その他諸経費		(3,892) 3,698	計		(74,717) 66,223
区分	内容	予算額																										
通年メディア枠活用型情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開する。 ※債務負担行為(平成27年11月補正)により着手済み	(20,243) 20,243																										
フットワーク型情報発信	緊急性・重要性の高いテーマに柔軟に対応するため、マスメディアなどを活用した、タイムリーかつ効果的な情報発信を行う。 <情報発信の例> テレビ番組誘致、著名人のイベント招聘、広告掲載、全国的な訴求力のあるイベントの支援など <情報発信テーマ> より話題性の高いテーマを臨機応変に設定。 ・移住先としての魅力発信(生活環境の良さ、田舎暮らしの発信) ・アクセスの向上(高速道路の整備等による道路の利便性向上、航空便利用による旅の魅力発信) ・食のみやこ鳥取(新品種梨、オレイン55、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等) ・日本遺産(三朝温泉、三徳山)、山陰海岸ジオパーク・大山1300年祭	(49,908) 41,608																										
マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう。	(492) 492																										
情報発信研修会	各所属情報発信担当者を対象として、県外へ効果的に情報発信するポイント等について有識者を招聘し、研修会を実施する。	(182) 182																										
その他諸経費		(3,892) 3,698																										
計		(74,717) 66,223																										
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開している。 全国への効率的な情報発信を目指して、首都圏メディアを活用した情報発信を強力に推進している。 各部局が実施する主要イベントへのメディア参加促進や集客誘因のため、PR会社の活用やメディア関係者とのコミュニケーション強化により事業効果の向上を図っている。 																												

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7755)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
インターネット広報費	20,451	11,319	9,132				20,451	
トータルコスト	37,607千円(前年度28,402千円) [正職員:2.2人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標(指標)	見やすく利用しやすいホームページを運営する							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(新) 障害者差別解消法で求められる環境整備(事前的改善措置)として、全ページの情報障壁を除去する。(※1) ○CMS(※2)の運営及び運用・研修・相談による各所属への指導・支援などを行う。 ○専門性の高い改修作業や庁内からの高度な相談への対応業務の外部委託を行う。 ○弱視のかたなど向けの自動翻訳、音声読み上げサービスを利用する。 <p>(※1) 情報障壁の例(視覚障がい者の場合)</p> <p>視覚障がい者はホームページ内のテキスト情報を読み上げる「音声読み上げソフト」を利用しているが、画像は読み上げられないため内容を理解できない。</p> <p>(対応案) 全ての画像に代替テキストを付与する。</p> <p>(※2) CMS…コンテンツマネジメントシステム(Content Management System)の略称</p> <p>サイトの管理、編集を一元的に行うソフトウェアのこと。本県では平成18年に導入。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7097)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営 支援事業	26,912	26,726	186				26,912	
トータルコスト	30,031千円 (前年度 29,832千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標(指標)	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営</p> <p>会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員数:7,245人(平成26年度末現在) ○会費:普通会員 2千円(2年間) <li style="padding-left: 20px;">特別会員 1万円(5年間) <li style="padding-left: 20px;">ふるさと会員 ふるさと納税(1万円以上)(1年間) ○会員特典:『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加 <li style="padding-left: 20px;">県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引 <p>(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行</p> <p>本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売(309円(税込))も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発行回数:年4回 ○仕様・規格:A4判36頁・オールカラー ○発行部数:毎号1万部 <p>(3) 広報ワークショップの実施</p> <p>会員(県、市町村、民間)等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。</p> <p>(4) 写真ライブラリーの構築</p> <p>県総合情報誌『とっとりNOW』の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を広報連絡協議会のホームページ内に写真ライブラリー(名称:鳥取県撮れたて写真館)として設置する。</p> <p>(参考) 鳥取県広報連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年11月設立 ・会長:県元気づくり総本部長 ・事務局:県元気づくり総本部広報課内 ・専従職員:常勤職員1人、非常勤職員3人 ・会員:県、市町村、民間有志 								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広 報 課 (内線: 7840)

3目 広報費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
県政だより広報費	56,123	59,244	△3,121			(雑入) 10	56,113							
トータルコスト	77,957千円 (前年度 80,986千円) [正職員: 2.8人、非常勤職員: 1.0人]													
主な業務内容	広報紙の編集・発行													
工程表の政策目標 (指標)	県民が求める必要な情報を分かりやすい紙面で提供する													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政や県内のさまざまな情報を県民に分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。</p> <p>また、県政等の年間の動きを時系列で紹介する「県政の動き」をとりネットで配信する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「県政だより」発行事業 (56,073千円)</td> <td>対象: 県内全世帯 (市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 209,500部 とりネットで公開 (HTML、PDF、電子書籍)</td> </tr> <tr> <td>「県政の動き」発信事業 (50千円)</td> <td>1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	内 容	「県政だより」発行事業 (56,073千円)	対象: 県内全世帯 (市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 209,500部 とりネットで公開 (HTML、PDF、電子書籍)	「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。
事業名	内 容													
「県政だより」発行事業 (56,073千円)	対象: 県内全世帯 (市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 209,500部 とりネットで公開 (HTML、PDF、電子書籍)													
「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。													

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
3目 広報費

広報課(内線:7021)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新聞テレビ等委託 広報費	債務負担行為 24,306 124,715	127,796	△3,081				債務負担行為 24,306 124,715	

トータルコスト 140,311千円(前年度 143,326千円) [正職員:2.0人]

主な業務内容 新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画・制作

工程表の政策目標(指標) 各種広報媒体で効果的に情報発信する

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体の特性に応じて計画的な県政情報発信を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	所要経費
1 新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 鳥取県からのお知らせ(毎月第2・4木曜日) 県の生活関連情報を全5段に複数項目を掲載する。 (日本海新聞、山陰中央新報)	(45,946) 45,694
2 県政テレビ	県の施策情報を分かりやすく紹介する。 (5分番組 年35回(手話・字幕入)) また、放映後の番組を番組ホームページで動画配信する。	(25,121) 24,354
3 県政特別番組	県の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組)を制作・放送する。(年1テーマ)	(3,948) 2,004
4 テレビスポット	県の施策情報を15秒(静止画)又は30秒(動画)で伝える。 (年14テーマ、島根県との共同実施 4テーマ)	(39,594) 39,476
5 ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 (年17テーマ、島根県との共同実施 2テーマ)	(6,880) 6,880
6 メディア ミックス広報	広報効果をより高めるため、同一デザインの広告を新聞やテレビ(30秒動画)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に 広報する(テーマ毎に媒体選択する)。(年3テーマ)	(2,743) 2,743
7 ペイドパブ 広報	情報番組等で、県政情報を発信する。(年3テーマ)	(1,944) 1,944

3 その他

債務負担行為額:24,306千円(平成29年度)

現行の県政テレビ番組を平成28年度中に見直し、新たな番組編成による次年度からの放送開始を検討する。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報関係連絡調整費	18,314	18,330	△16			(雑入) 144	18,170	
トータルコスト	19,094千円(前年度19,107千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。</p> <p>(1) 通信社情報サービス利用(メール配信サービス、データベース等)</p> <p>時事通信社「官庁速報」掲載記事や各種行政情報を庁内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。</p> <p>(2) 県内外の各種会議、研修会、取材等への参加・開催</p> <p>広報活動に必要な各種会議等への参加・開催、資料作成、取材等を行う。</p> <p>(日常的に必要な事務費も含む)</p>								
広告塔等活用広報事業	5,107	3,811	1,296				5,107	
トータルコスト	6,667千円(前年度5,364千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。</p> <p>(1) 広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県内4箇所(県庁構内(2面)、JR鳥取・倉吉・米子駅前(各4面)) ・所要経費 … 5,107千円(広告データデザイン作成、掲出作業) <p>(2) 電光掲示板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県庁構内(2面は広告シート貼) 								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報活動管理費	4,829	5,192	△363			(雑入) 10	4,819	
トータルコスト	21,205千円(前年度 24,605千円) [正職員:2.1人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営・運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要 県政記者室を通じたパブリシティ活動等を行う。</p> <p>(1) 県政記者室への資料提供、記者発表等 庁内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認及びホームページ公開作業等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者室との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 知事定例記者会見 会場設営準備、手話通訳者の配置、映像ライブ配信の実施運営、会見録のホームページ公開作業等を行う。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広 報 課 (内線：7097)

3目 広報費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起 債	その他 (雑入)	一般財源											
ソーシャルメディア等 を活用した情報発信促 進事業	3,877	3,636	241			10	3,867											
トータルコスト	8,556千円 (前年度 8,295千円) [正職員：0.6人、非常勤職員：1.0人]																	
主な業務内容	ユーチューブ、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した情報発信																	
工程表の政策目標 (指標)	新しい手段を活用し、タイムリーに情報を発信																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内外への積極的な情報発信の実行と、県民と情報の共有を通じ、パートナー県政の実現を図ることを目的として、様々なソーシャルメディア(※)を活用した「とっとり」の情報発信を行う。</p> <p>(※) ソーシャルメディア</p> <p>今までのメディアと異なり双方向が特徴のメディア。ツイッターやフェイスブックなどインターネットを利用して個人が情報発信することで利用者同士のつながりができ、発信された情報が広く拡散して影響力を持つようになっている。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とっとり動画ちゃんねる 運営事業 (172千円)</td> <td>インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」を管理・運営し、県庁内で制作された動画を掲載して発信する。</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルメディア活用 情報発信事業 (2,511千円)</td> <td>ツイッターとフェイスブックでタイムリーに鳥取県の新着情報や注目情報を発信し、それぞれのソーシャルメディアのユーザーへの情報の拡散や他の広報媒体への誘導を行う。(非常勤職員1名配置)</td> </tr> <tr> <td>【新規】 ホームページ作成等研修 事業 (448千円)</td> <td>各所属のホームページ担当職員等を対象とし、各ページの魅力度向上等を目的として、外部の講師を招いて研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事務費 (746千円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業名	内 容	とっとり動画ちゃんねる 運営事業 (172千円)	インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」を管理・運営し、県庁内で制作された動画を掲載して発信する。	ソーシャルメディア活用 情報発信事業 (2,511千円)	ツイッターとフェイスブックでタイムリーに鳥取県の新着情報や注目情報を発信し、それぞれのソーシャルメディアのユーザーへの情報の拡散や他の広報媒体への誘導を行う。(非常勤職員1名配置)	【新規】 ホームページ作成等研修 事業 (448千円)	各所属のホームページ担当職員等を対象とし、各ページの魅力度向上等を目的として、外部の講師を招いて研修を実施する。	事務費 (746千円)	
事業名	内 容																	
とっとり動画ちゃんねる 運営事業 (172千円)	インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」を管理・運営し、県庁内で制作された動画を掲載して発信する。																	
ソーシャルメディア活用 情報発信事業 (2,511千円)	ツイッターとフェイスブックでタイムリーに鳥取県の新着情報や注目情報を発信し、それぞれのソーシャルメディアのユーザーへの情報の拡散や他の広報媒体への誘導を行う。(非常勤職員1名配置)																	
【新規】 ホームページ作成等研修 事業 (448千円)	各所属のホームページ担当職員等を対象とし、各ページの魅力度向上等を目的として、外部の講師を招いて研修を実施する。																	
事務費 (746千円)																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディアを利用した情報発信をすることで、より多くの方に鳥取県の情報発信することができた。(ツイッターについては、地方自治体の公式アカウントの総フォロワー数を紹介するサイトで第40位。国・政治家個人・市町村を除いた都道府県アカウントでは第8位) ・各機関でソーシャルメディアによる所管業務の情報発信が増加している。(平成27年9月30日時点でフェイスブックページ39箇所、ツイッター24アカウント) 																		

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源											
総合受付等運営費	9,431	9,842	△411			25	9,406											
トータルコスト	12,550千円(前年度14,501千円) [正職員:0.4人]																	
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>事業の目的・概要 総合受付案内窓口において、県庁を訪れる者に対する所管所属等の案内、代表電話への入電について所管所属への接続、県民室への配架物・閲覧資料の整備等を行う。</p>																		
広聴実施事業	16,033	16,356	△323			(雑入) 8	16,025											
トータルコスト	36,308千円(前年度27,227千円) [正職員:2.6人、非常勤職員:1.0人]																	
主な業務内容	庁内調整、意見聴取、県民説明、県民PR																	
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要 県政の様々な課題などについて県民の意向を確認し県政に反映するため、事前に登録していただいた会員の意見を聴取する県政参画電子アンケートの実施や広く県民の意見を聴取するパブリックコメントを実施するとともに、県職員が県民の集会等に出向いて県民の関心の高い県政課題などについて説明し、県民の意見を聴く出前説明会を実施する。 また、県民参画基本条例を具体化するため、各方面の県民の方に参画いただき「パートナー県政推進会議」を設置し、パートナー県政のあり方や県政の方向性について議論を行う。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パブリックコメント</td> <td>県の重要施策の意思決定に当たり県民の意見を求めることにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>県政参画電子アンケート</td> <td>県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。</td> </tr> <tr> <td>無作為抽出アンケート</td> <td>各市町村の住民基本台帳をもとに課題にあったターゲットとなる者を抽出してアンケートを実施することで、県民の意向を的確に把握する。</td> </tr> <tr> <td>パートナー県政推進会議</td> <td>鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県政との協働のあり方について検討を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業の目的	パブリックコメント	県の重要施策の意思決定に当たり県民の意見を求めることにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る。	県政参画電子アンケート	県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。	無作為抽出アンケート	各市町村の住民基本台帳をもとに課題にあったターゲットとなる者を抽出してアンケートを実施することで、県民の意向を的確に把握する。	パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県政との協働のあり方について検討を行う。
区分	事業の目的																	
パブリックコメント	県の重要施策の意思決定に当たり県民の意見を求めることにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る。																	
県政参画電子アンケート	県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。																	
無作為抽出アンケート	各市町村の住民基本台帳をもとに課題にあったターゲットとなる者を抽出してアンケートを実施することで、県民の意向を的確に把握する。																	
パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県政との協働のあり方について検討を行う。																	

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7025)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
県民の声推進費	4,383	4,416	△33			11	4,372	
トータルコスト	31,676千円(前年度 31,594千円) [正職員:3.5人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	提言等受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。</p> <p>また、県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、庁内への助言・研修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 県民の声データベース等の保守管理</p> <p>(2) 県政に対する提言等の受信専用電話(県政提言フリーアクセス)の運用</p> <p>(3) 不当要求行為等対策連絡会の運営</p> <p>(4) 不当要求行為等に対する職員研修の実施</p> <p>(5) 不当要求行為等に対する総合的調整</p>								

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7753)

4目 文書費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	971	1,093	△122			140	831	
トータルコスト	20,466千円(前年度 20,506千円) [正職員:2.5人]							
主な業務内容	開示請求受付、開示決定審査、審議会運営、各種制度の相談・協議・指導等							
工程表の政策目標(指標)	社会保障・税番号制度導入及びパーソナルデータの利活用に伴う個人情報保護の徹底							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公文書開示請求に対する適正な対応、情報公開審議会の運営等、情報公開条例の適切な運用を図る。</p> <p>また、個人情報保護条例及び行政手続条例に基づく制度の円滑な運用を図るとともに、透明性の高い県民に開かれた県政を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公文書開示請求・個人情報開示請求の受付、開示決定の審査等</p> <p>(2) 情報公開審議会、個人情報保護審議会の運営</p> <p>(3) 研修会の開催による制度の周知徹底及び指導・相談・協議等</p> <p>(4) 審議会等会議の公開等情報公開の推進</p> <p>(5) 出資法人等の情報公開の推進・指導</p> <p>(6) 個人情報保護の徹底</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) スーパーコンパクトビレッジ (小さな拠点プラス) 促進支援事業	41,500	0	41,500			(基金繰入金) 41,500		
トータルコスト	50,858千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業とりまとめ等							
工程表の政策目標 (指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 地域の安全安心な暮らしを守り、賑わいを創出することによって持続可能な地域の活性化を図るため、中山間地域の集落や地域住民が連携して取り組む小さな拠点 (スーパーコンパクトビレッジ) づくりについて、総合戦略に定めるKPI (小さな拠点30箇所) の達成に向け、立ち上げや機能の拡充、持続的な運営、若い担い手の育成を支援する。 ※スーパーコンパクトビレッジとは、商店など生活の拠点としての機能に加え、移動手段や健康づくり、見守りなどあらゆる機能を併せ持つ地域拠点づくりとしての取組に、日本財団の支援をプラスしたものを</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 小さな拠点づくり支援事業 旧小学校区の範囲で遊休施設等を活用した小さな拠点づくりに対する立ち上げ支援として、計画策定や試行実施に必要な経費を支援する。 (補助対象経費) 計画策定経費、設備経費、試行的な活動経費 等 (補助率、上限) 1地区当たり上限1,000千円 (補助率 市町の補助する額の2/3)</p> <p>(2) スーパーコンパクトビレッジ機能形成支援事業 物販、移動手段、見守りや住民の収入確保など小さな拠点としての機能の形成・拡充を図るために必要となる車両の導入・活用や交流拠点の整備等に関する計画策定と、その実施に係る経費を支援する。 (補助対象経費) 計画策定経費 1地区当たり上限500千円 機能形成経費 1地区当たり上限2,000千円 ※小さな拠点の機能形成に係る役割分担 ○ハード整備 (車両導入、拠点施設) 経費支援は日本財団 ○ソフト事業経費支援は県及び市町</p> <p>(3) 小さな拠点担い手育成支援事業 小さな拠点の核となり、将来的に担っていく若い次世代リーダーを育成するために必要な経費を支援する。 (補助対象経費) 若い担い手を育成するための経費 (例: 研修会参加、活動経費等) (補助率、上限) 1地区当たり上限1,500千円 (補助率 県1/2、市町1/2) 最長3年間</p> <p>(4) スーパーコンパクトビレッジ推進員への活動支援 ○小さな拠点づくりに着手するきっかけを集落で作出し、更には県内に横展開させるため、住民の話し合いを促すなどの役割を果たす者として位置付ける「スーパーコンパクトビレッジ推進員」(地域リーダー等) の活動を支援する。 ○推進員の集落活動及び各地域での推進活動をより一層進めるため、県で外部アドバイザーを選任し、講師を派遣する。 ○あわせて、鳥取大学・公立鳥取環境大学との連携により、集落での話し合いをサポートするとともに、持続可能な拠点づくりを研究・実証する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 中山間地域の集落は、人口減少とともに一層の過疎高齢化が進んでおり、地域を守り活性化を担う若者が減少しているなか、小さな拠点への理解が始まったところであり、これから県民への働きかけを市町村と一緒に強化する必要がある。 ・日本財団との共同プロジェクトが開始され、地域住民やNPOなどと連携しながら「みんなが支え合う社会づくり」を進めていく。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																	
				国庫支出金	起 債	その他 (基金繰入金)	一般財源																																		
みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業	38,170	43,523	△5,353			12,135	26,035																																		
トータルコスト	43,629千円 (前年度 50,512千円) [正職員: 0.7人]																																								
主な業務内容	募集、審査、補助金事務																																								
工程表の政策目標 (指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。																																								
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】																																					
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域に不足する買い物支援などのコミュニティビジネスや、中山間地域を活性化する取組について総合的に支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 買い物支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>空き店舗を活用した小売、移動販売、宅配サービス 他</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>①買い物支援に係る検討に要する経費、②車両等初期投資に係る経費 ③移動販売事業者の車両更新に係る経費、④移動販売車の運営経費</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>①1/2 (県直接) 500千円、②1/2 (市町任意) 5,000千円 ③1/3 (市町1/3) 3,000千円、④市町補助額の1/2、1,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 灯油宅配支援事業【新規】</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>定期的な灯油配達と合わせた見守り事業をモデル的に開始する経費を助成</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>1/2 (市町任意)、5,000千円</td> </tr> </table> <p>(3) 安心して暮らす生活環境づくり支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>自然災害等から生活を守るための事前の取組や防災に要する経費を助成</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>1/3 (市町1/6)、500千円</td> </tr> </table> <p>(4) 広域的な地域運営組織づくり支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>広域組織(準備段階)の立ち上げや課題解決に係る調査や検討などの取組</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>1/2 (市町任意)、1,000千円</td> </tr> </table> <p>(5) 地域活性化支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>伝統文化の伝承、都市部との交流、地域産業の発掘(施設整備含) 他</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円</td> </tr> </table> <p>(6) 中山間地域コミュニティビジネス支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>特産品加工製造販売施設、農家レストラン、宿泊施設、配食サービス 他</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円</td> </tr> </table> <p>(7) 地域遊休施設活用支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>遊休施設を活用しソフト・ハードの両面から地域活性化を図る取組経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2 (市町1/3)、10,000千円</td> </tr> </table> <p>(8) 地域コミュニティスタートアップ事業</p> <table border="1"> <tr> <td>補助内容</td> <td>新たな取組を開始するために必要な初期経費</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td>定額 (県直接) 100千円</td> </tr> </table> <p>(9) 審査会経費等</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>中山間地域住民の暮らしを守り、地域の活性化を図るため、関係市町と連携し事業に取り組んできたが、平成25年度から活用しやすいように一部のソフト事業について市町の意見書を添付することで県が直接補助できるようにしたところ、団体の取組促進につながった。</p> <p>*地域活性化・コミュニティビジネス支援事業(ソフト) H25: 0件→H26: 5件→H27: 8件</p>								補助内容	空き店舗を活用した小売、移動販売、宅配サービス 他	補助対象経費	①買い物支援に係る検討に要する経費、②車両等初期投資に係る経費 ③移動販売事業者の車両更新に係る経費、④移動販売車の運営経費	補助率・限度額	①1/2 (県直接) 500千円、②1/2 (市町任意) 5,000千円 ③1/3 (市町1/3) 3,000千円、④市町補助額の1/2、1,000千円	補助内容	定期的な灯油配達と合わせた見守り事業をモデル的に開始する経費を助成	補助率・限度額	1/2 (市町任意)、5,000千円	補助内容	自然災害等から生活を守るための事前の取組や防災に要する経費を助成	補助率・限度額	1/3 (市町1/6)、500千円	補助内容	広域組織(準備段階)の立ち上げや課題解決に係る調査や検討などの取組	補助率・限度額	1/2 (市町任意)、1,000千円	補助内容	伝統文化の伝承、都市部との交流、地域産業の発掘(施設整備含) 他	補助率・限度額	ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円	補助内容	特産品加工製造販売施設、農家レストラン、宿泊施設、配食サービス 他	補助率・限度額	ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円	補助内容	遊休施設を活用しソフト・ハードの両面から地域活性化を図る取組経費	補助率	1/2 (市町1/3)、10,000千円	補助内容	新たな取組を開始するために必要な初期経費	補助率・限度額	定額 (県直接) 100千円
補助内容	空き店舗を活用した小売、移動販売、宅配サービス 他																																								
補助対象経費	①買い物支援に係る検討に要する経費、②車両等初期投資に係る経費 ③移動販売事業者の車両更新に係る経費、④移動販売車の運営経費																																								
補助率・限度額	①1/2 (県直接) 500千円、②1/2 (市町任意) 5,000千円 ③1/3 (市町1/3) 3,000千円、④市町補助額の1/2、1,000千円																																								
補助内容	定期的な灯油配達と合わせた見守り事業をモデル的に開始する経費を助成																																								
補助率・限度額	1/2 (市町任意)、5,000千円																																								
補助内容	自然災害等から生活を守るための事前の取組や防災に要する経費を助成																																								
補助率・限度額	1/3 (市町1/6)、500千円																																								
補助内容	広域組織(準備段階)の立ち上げや課題解決に係る調査や検討などの取組																																								
補助率・限度額	1/2 (市町任意)、1,000千円																																								
補助内容	伝統文化の伝承、都市部との交流、地域産業の発掘(施設整備含) 他																																								
補助率・限度額	ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円																																								
補助内容	特産品加工製造販売施設、農家レストラン、宿泊施設、配食サービス 他																																								
補助率・限度額	ソフト1/2 (県直接) 1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 3,000千円																																								
補助内容	遊休施設を活用しソフト・ハードの両面から地域活性化を図る取組経費																																								
補助率	1/2 (市町1/3)、10,000千円																																								
補助内容	新たな取組を開始するために必要な初期経費																																								
補助率・限度額	定額 (県直接) 100千円																																								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線：7129)

1目 自治振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
中山間地域買い物福祉サービス支援事業	10,850	10,850	0			10,850		
トータルコスト	14,749千円 (前年度 15,509千円) [正職員：0.5人]							
主な業務内容	周知、補助事業事務、現地状況調査							
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域の高齢化及び人口減少によって移動販売の収益性の悪化が懸念される中で、地域で生活する高齢者を支援するため、買い物支援に加え、見守りなど地域に必要な福祉的なサービスを合わせることで、地域の生活支援システムとしての構築を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中山間地域で生活する高齢者を支援するため、買い物支援と見守りを合わせた新たな仕組み「買い物福祉サービス」を全国に先駆けて開始する。</p> <p>【買い物福祉サービス】とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町が移動販売事業者に対し、要介護に至らないまでも、見守りの必要な高齢者や移動販売を必要としている高齢者等に対する見守りを委託し、移動販売事業者が常設店舗営業、定期的な移動販売と併せて見守りを行い、定期的な状況報告と緊急時における通報を行うもの。 ○市町と移動販売事業者が定期的に情報交換することにより、市町は住民の安心で安全な生活を守ることが可能となる一方で、移動販売事業者は新規顧客の確保や商品の受注増加が見込まれ、双方に利点が生まれる。 <p>この取組に対し、市町が移動販売事業者へ高齢者等の見守りを委託するのに要する経費の1/2を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■集落支援員制度を活用しない場合（市町の財源は一般財源） 移動販売車1台当たり1,850千円を上限として補助 ■集落支援員制度を活用する場合（市町の財源は特別交付税） 移動販売車1台当たり650千円を上限として補助 <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、大学等と連携し、買い物支援対策について調査を実施した。 ・平成25年度、大学を中心に中山間地域生活支援システム検討会を設立し、買物支援の先進地域である日野郡をモデルとして持続可能な生活支援の新たな仕組みを現地検証した。 ・平成26年度、日野町、江府町、鳥取市佐治町で買い物福祉サービス実証事業を開始した。住民からは買い物が便利になった、安心して話し相手になってもらえるなど喜ばれた。 ・平成27年度は実証事業から一般制度化し、日野町、江府町で事業を実施している。見守りによる通報実績も上がっており、買物支援とともに地域の安全づくりの役割も果たしている。 								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
中山間集落見守り活動 支援事業	668	668	0			668		
トータルコスト	2,228千円（前年度 2,221千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	周知業務（事業者周知）、イベント業務（協定締結、調整会議、締結式）、協定事業者連携業務、表彰伝達式準備、調整業務							
工程表の政策目標（指標）	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>中山間地域では、人口減少、高齢化が進み、独居世帯が増加し、以前のような住民同士の関わりが希薄化し、住民が不安感を抱いている状況にある。</p> <p>このため、中山間地域等で事業活動を行っている事業者と、市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行うための協定を結び、住民の日常生活における異常を早期発見する体制を整備し、安全で安心して生活できる地域づくりを推進する。</p>							
2 主な事業内容	<p>(1) 協定の締結及び見守り活動への支援</p> <p>民間企業と市町村との間での見守り体制の整備を進めるために、協定の締結により、活動体制を構築するとともに、活動の継続性、気運を高めるための支援を行う。</p> <p>(2) 役割分担</p> <p>県：民間企業・市町村に対する参加呼びかけ、HPでの活動内容の紹介等</p> <p>市町村：連絡窓口設置、高齢者世帯等への情報提供</p> <p>民間事業者：通常業務の中で発見した異常を市町村等へ連絡・通報</p>							
3 これまでの取組状況、改善点	<p>○平成20年度から平成28年1月までに、新聞・牛乳配達、移動販売、郵便事業者等の59事業者と協定を締結している。</p> <p>○平成24年度から、協定締結時に事業者から市町村への通報受付窓口を一覧化し、関係機関で共有することにより協力事業者への利便性の向上を図った。</p> <p>○協定事業者の見守り活動に対する今後の参考に資するとともに、継続的な見守り活動の気運を高めることを目的として、平成25年度から事業者との意見交換会を行っている。</p>							

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若者定住等による 集落活性化総合対 策事業	債務負担行為 19,045 42,887	67,463	△24,576			(基金繰入金) 42,887	債務負担行為 19,045	
トータルコスト	48,346千円 (前年度 72,899千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	補助金事務、市町との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、移住定住の視点を加えた集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う新たな人材とされる移住者を確保し、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって行う地域の保全、地域活性化に向けた取組について、市町村等と連携して総合的かつ重点的に支援する。</p> <p>平成28年度末までに地域プランを策定し、平成30年度までの間に事業を行う集落等について支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 若者定住による集落活性化総合対策事業費補助金 (事業費: 41,087千円)</p> <p>市町村が対象地域として指定した小規模高齢化集落を含む地域が行う地域の保全、地域活性化に向けた取組等に対して、市町村と連携して支援を行う。(県は市町負担経費の2/3を支援)</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>地域の住民組織が一体となって、移住者を受け入れ小規模高齢化集落の解消を視野に入れた地域プランを策定し、地域活性化の取組を重点的に行う地域。</p> <p>(イ) 事業概要</p> <p>①小規模高齢化集落再生に向けた地域への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の維持活動や活性化に向けた取組支援 (既存事業の補助率を1/2→2/3に嵩上げ) <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保全対策に係る取組、地域活性化に係る取組、集落内の空き家の除去に係る取組 ②地域に居住する移住者への支援 (3年間限定) <ul style="list-style-type: none"> ○移住者への直接支援 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者への奨励金 (250万円/世帯・年間) ・移住者が居住する住宅の整備・家賃補助、農林業機械の購入等への支援 (上限250万円) 等 <p>(2) 小規模高齢化集落応援事業 (事業費: 1,800千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の団体が小規模高齢化集落を中心に行う、安全・安心な暮らしづくり、地域活性化の取組に係る活動経費を支援する。(30万円/事業) <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年度から本事業に取り組み、12集落で地域プランが策定され、計34名の移住者を受入れ、地域と移住者が一緒になって集落の維持・活性化に取り組んでいる。</p> <p>事業に取り組んでいる集落では、移住者が中心となって行うイベントや情報発信により、県内外からの来訪者で集落が賑わい、集落や地域へも好影響を与え、地域活性化に向けて集落の人たちの意欲が喚起されるなどの事例も出てきている。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域おこし協力隊サポート事業	1,110	610	500				1,110	
トータルコスト	3,449千円 (前年度 610千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	研修会の開催に係る講師との調整等、自主起業塾の支援に係る事務(補助金の執行等)、関係する民間団体との調整等							
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県内では地域おこし協力隊の配置が進み、各地で活躍している。 平成24年3月 0名 → 平成27年3月 51名 → 平成27年12月 85名 また、国においては地域おこし協力隊を平成26年度からの3年間で約1千人から3倍に増加させる方針であり、今後も県内の市町村における配置が更に増加していくことが予想される。 一方で、地域との関わり方など、活動を行う上での悩みを抱える隊員が多いほか、任期中での退職が散見されることや、任期後の定着に課題があることなどから、隊員に寄り添いつつ、効果的な協力隊の導入や運用のあり方について関係者の理解を深める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域おこし協力隊の集合研修や意見交換及び隊員が自主的に取り組む起業に向けた勉強会への支援を行う。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊研修(県主催) (160千円) 市町村の地域おこし協力隊員を対象に、研修・意見交換を実施することを通じて、隊員のネットワーク形成と活動のブラッシュアップにつなげる。</p> <p>(2) 地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業(協力隊主催) (450千円) 地域おこし協力隊の中には、任期当初より起業を志し、任期満了後(通常3年間限度)に生業をおこそうとする方もある。 こうした志ある県下の隊員が1箇所に集い、外部講師等を招いて自主的に起業塾を開催するなど、自立に向けた取組に対して支援する。 ・補助率: 10/10 (県直接補助) ・限度額: 150千円×3グループ</p> <p>(3) 地域おこし協力隊の相談窓口の設置 (500千円) ・ノウハウを有する民間団体と連携して、協力隊の活動等の悩みに寄り添いアドバイスを行う相談窓口を設置する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまで地域おこし協力隊に対しては、隊員相互の情報交換等を目的とした研修会(全県及び各地区ごと)や、協力隊員のニーズ把握などの取組を実施してきた。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課(内線:7129)

1目 自治振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
中山間地域活力創出若者活動支援事業	3,004	3,604	△600				3,004																			
トータルコスト	5,343千円(前年度5,934千円) [正職員:0.3人]																									
主な業務内容	学生フォーラムの企画・連絡・調整、補助金手続きに関する連絡・調整																									
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大学生等による自発的な地域づくりの実践活動を支援することにより、地域の課題解決やニーズに対応する活動を促進し、中山間地域の活力創出につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 学生団体等の活動支援(1,100千円)</p> <p>大学生等による地域活性化をめざす集落活動に参加しようとする学生等の活動に対して支援する。</p> <p>① 中山間地域若者集落活動支援事業費補助金(700千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>地域活性化をめざす集落活動に参加する学生の交通費・活動費</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>県内外の大学生等の団体</td> </tr> <tr> <td>補助率及び限度額</td> <td>補助率:県1/2 限度額:1人当たり20千円</td> </tr> </table> <p>② 中山間地域若者活動報告支援事業補助金(250千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>学生が活動を行った集落への提言等のとりまとめに係る経費</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>県内外の大学生等の団体</td> </tr> <tr> <td>補助率及び限度額</td> <td>補助率:県10/10 限度額:50千円</td> </tr> </table> <p>③ 中山間地域若者集落情報発信事業費補助金(150千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>県外において、集落のPRを行う経費 例:大学生による大学所在地の商店街での出店や大学祭等での集落の農産物販売等に係る取組等</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>県内外の大学生等の団体、県内の集落等</td> </tr> <tr> <td>補助率及び限度額</td> <td>補助率:県10/10 限度額:50千円</td> </tr> </table> <p>(2) 学生フォーラムの開催(1,904千円)</p> <p>鳥取県内で集落活動を行う県内外の大学生等を対象にしたフォーラムを開催し、活動報告や情報交換・交流の場を提供し、集落と学生等との情報共有を図り、相互の活動意欲の高揚や連携を推進する。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>県内の中山間地域において、県内をはじめ首都圏、関西圏等の大学生が集落活動に参加し、地域の方々からは「若者が来ることで地域にエネルギーが出た」「地域に対する率直な意見が聞けた」などの好評をいただいているところであり、平成25年度から、集落活動に参加している大学生等を対象としたフォーラムを開催し、大学生間だけでなく大学生と新たな地域との情報共有、交流の場を提供している。</p>									補助対象経費	地域活性化をめざす集落活動に参加する学生の交通費・活動費	補助対象者	県内外の大学生等の団体	補助率及び限度額	補助率:県1/2 限度額:1人当たり20千円	補助対象経費	学生が活動を行った集落への提言等のとりまとめに係る経費	補助対象者	県内外の大学生等の団体	補助率及び限度額	補助率:県10/10 限度額:50千円	補助対象経費	県外において、集落のPRを行う経費 例:大学生による大学所在地の商店街での出店や大学祭等での集落の農産物販売等に係る取組等	補助対象者	県内外の大学生等の団体、県内の集落等	補助率及び限度額	補助率:県10/10 限度額:50千円
補助対象経費	地域活性化をめざす集落活動に参加する学生の交通費・活動費																									
補助対象者	県内外の大学生等の団体																									
補助率及び限度額	補助率:県1/2 限度額:1人当たり20千円																									
補助対象経費	学生が活動を行った集落への提言等のとりまとめに係る経費																									
補助対象者	県内外の大学生等の団体																									
補助率及び限度額	補助率:県10/10 限度額:50千円																									
補助対象経費	県外において、集落のPRを行う経費 例:大学生による大学所在地の商店街での出店や大学祭等での集落の農産物販売等に係る取組等																									
補助対象者	県内外の大学生等の団体、県内の集落等																									
補助率及び限度額	補助率:県10/10 限度額:50千円																									

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課(内線:7129)

1目 自治振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高校と連携した中山間地域の活性化事業	2,000	3,000	△1,000				2,000	
トータルコスト	3,560千円 (前年度 3,777千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	実施に係る県教委や関係課との調整、事業費執行等							
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域振興の取組と連携し、地域において高校生の意見や発案を具体化することを通じて、生徒達の成長と地域の活性化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内の中山間地域において、関係市町や中山間地域振興チーム、高校が連携し、地域の中に高校生の活動の場を提供し、高校生の意見や発案を具現化することで、地域への愛着を育み、地域の活性化につなげていく取組を進める。</p> <p>具体的には、中山間地域振興と連携した県立高校の生徒の意見や発案を実現する取組に対し、モデル的に支援する。 1箇所当たり1,000千円×県内2箇所=2,000千円</p> <p>なお、総合事務所中山間地域振興チーム、関係市町、中山間地域の県立高校及び民間団体と連携して取り組む。</p> <p>【具体的な取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校生が町内の主要産業を支える技術について、町内の事業者や関係団体との連携のもと作業などを通じて経験したり、町内の空き店舗を活用し、高校の生産物や加工品等を販売するショップを整備し、地域住民の憩いの場・高校生との交流の場として充実させる取組。 ○高校生の視点で県外から多数のアニメファンが訪れる景勝地の更なる魅力向上と、それを観光振興に結びつける取組。 ○地域おこし協力隊が活動する地域に出かけて地域づくりの現場を体験し、高校生の視点から提案する取組。 <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>中山間地の高校について単に教育の場としてだけでなく、将来にわたり地域を担うリーダーを育成する場として、魅力ある存在となるよう取り組んでいく必要がある。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新たな中山間地域振興のあり方検討事業	9,000	0	9,000				9,000	
トータルコスト	15,238千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	山間実態調査のとりまとめ、調整等							
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成23年10月に策定した「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」において、附則第2項の規定により平成28年度末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、県内有識者等により、今後の中山間地域振興のあり方を検討する意見交換会を開催するほか、中山間地域の現状を把握するため、山間集落实態調査を実施する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 意見交換会 県内有識者等(地域協議会代表、移住者、大学等)により、今後の中山間地域振興のあり方について議論を行い、意見集約した上で次期中山間地域振興の検討を行うための参考とする。</p> <p>(2) 山間集落实態調査 鳥取大学へ委託し、鳥取大学が公立鳥取環境大学と連携して調査を実施する。 ・調査対象 山間奥地の111集落、約2700世帯 ・調査内容 世帯調査及び集落点検調査 ・調査項目 家族構成(年齢構成) 生活範囲(通勤・通学、買い物、通院) 生活状況(IT環境) など</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>山間集落实態調査は平成2年から過去5回(H2, H7, H12, H18, H23)実施してきたが、平成28年度は前回調査から5年が経過する。 山間奥地集落に居住する住民の日常生活の状況等を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間地域振興施策の検討を行うための基礎資料とする。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線：7129)

1目 自治振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源												
中山間地域づくりサポート体制構築事業	1,802	3,009	△1,207			1,802													
トータルコスト	6,481千円 (前年度 13,264千円) [正職員：0.6人]																		
主な業務内容	リーダー研修の実施、協議会の開催事務、各地域の座談会に係る調整等																		
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、集落活性化に重点的に取り組む。																		
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】															
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域が直面する課題の解決に向け、集落、地域運営組織やそこで活動する人材等への支援体制を構築する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域活性化の活動者等に対する研修の実施</td> <td>312</td> <td>○中山間地域リーダー養成研修 (県主催) ・全体研修 (県下全域、年1回) 中山間のリーダーとして活躍が期待される者 (活動団体) や集落支援員などを対象に、先進事例の講演等を通じて地域課題の取組や解決の手法を学ぶ。 ・各地区研修 (4地区、年1回) 各地区ごとに、地域が希望するテーマ (ファシリテーション講座など) の研修や、外部アドバイザー (コミュニティデザイナーなど) によるフィールドワーク等を実施する経費。</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等の活性化に係る協議会の開催経費等</td> <td>1,490</td> <td>○中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催 人口減少・高齢化が進む中での持続可能な中山間地域づくりについて移住定住促進の視点も踏まえながら協議するため、協議会を開催し、有識者、地域づくり団体と意見交換を行う。 ○総合事務所等においても、地域の活動団体等と意見交換を行う。</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,802</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								項 目	予算額	内 容	中山間地域活性化の活動者等に対する研修の実施	312	○中山間地域リーダー養成研修 (県主催) ・全体研修 (県下全域、年1回) 中山間のリーダーとして活躍が期待される者 (活動団体) や集落支援員などを対象に、先進事例の講演等を通じて地域課題の取組や解決の手法を学ぶ。 ・各地区研修 (4地区、年1回) 各地区ごとに、地域が希望するテーマ (ファシリテーション講座など) の研修や、外部アドバイザー (コミュニティデザイナーなど) によるフィールドワーク等を実施する経費。	中山間地域等の活性化に係る協議会の開催経費等	1,490	○中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催 人口減少・高齢化が進む中での持続可能な中山間地域づくりについて移住定住促進の視点も踏まえながら協議するため、協議会を開催し、有識者、地域づくり団体と意見交換を行う。 ○総合事務所等においても、地域の活動団体等と意見交換を行う。	計	1,802	
項 目	予算額	内 容																	
中山間地域活性化の活動者等に対する研修の実施	312	○中山間地域リーダー養成研修 (県主催) ・全体研修 (県下全域、年1回) 中山間のリーダーとして活躍が期待される者 (活動団体) や集落支援員などを対象に、先進事例の講演等を通じて地域課題の取組や解決の手法を学ぶ。 ・各地区研修 (4地区、年1回) 各地区ごとに、地域が希望するテーマ (ファシリテーション講座など) の研修や、外部アドバイザー (コミュニティデザイナーなど) によるフィールドワーク等を実施する経費。																	
中山間地域等の活性化に係る協議会の開催経費等	1,490	○中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催 人口減少・高齢化が進む中での持続可能な中山間地域づくりについて移住定住促進の視点も踏まえながら協議するため、協議会を開催し、有識者、地域づくり団体と意見交換を行う。 ○総合事務所等においても、地域の活動団体等と意見交換を行う。																	
計	1,802																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>小さな拠点など中山間地域の課題解決に向けた新たな動きについて、リーダーとして取り組む人材の育成を行う必要がある。</p>																			

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7129)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
中山間地域振興費	4,947	4,947	0			278	4,669	
トータルコスト	10,406千円 (前年度 10,383千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	山村振興法・過疎法に係る市町村等との連絡調整、宝くじ助成事業の書類進達事務、中国地方知事会中山間地域振興部会に係る調整用務、武蔵野市からの交流受け入れに係る連絡調整、公益法人との連絡調整等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域振興のために、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法等に係る市町村計画策定支援、中国地方知事会中山間地域振興部会を通じた調査・研究及び宝くじ助成事業の申請・実績報告のとりまとめ事務等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく市町村計画策定支援に係る事務 (2) 中国地方知事会中山間地域振興部会を通じての調査・研究、国に対する提言等の事務 (3) 一般財団法人自治総合センター、一般財団法人地域活性化センターが行っている宝くじ収入を財源とした各種助成事業の申請及び実績報告等のとりまとめに係る事務 (4) 公益法人(財団法人用瀬町ふるさと振興事業団)からの各種報告書類の受理・確認等の事務</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>中国地方知事会中山間地域振興部会の共同研究活動など、他県と情報共有を進めながら中山間地域の振興を図っていく必要がある。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線：7129)

1目 自治振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
まちなか暮らし総合支援事業	9,500	16,500	△7,000			9,500		
トータルコスト	14,959千円 (前年度 21,936千円) [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金事務 (募集、審査会の開催、交付決定、検査等) 市等との連絡調整 (まちづくり関係団体との意見交換等)							
工程表の政策目標 (指標)	市町村と連携しつつ、地域の内発的な取組を促進しながら、移住定住の視点を加えた集落活性化に重点的に取り組むとともに、若者が中心となったりノベーションの動きなど、まちなかコミュニティ活性化に向けた地域の取り組みを育てていく。							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 人口流出・高齢化が進むまちなかにおいて、各市と連携して対応し、地域住民が安心して元気に暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力ある「まちなか」の再生を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) スタートアップ事業 計画策定、講師招へい、事例調査、実証実験などの取組を支援する。 ・補助率：県10/10 (直接支援) ・補助限度額：100千円/地区 ・対象：高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会</p> <p>(2) 買い物弱者対策事業 空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において必要な食料・日用品などを供給する取組を支援する。 ア 仕組みづくり支援 ・補助率：県1/2 (直接支援) ・補助限度額：500千円/地区 イ 店舗の購入・改装費、移動販売車両の購入・リース費等の支援 ・補助率：県1/2、市任意 (事業継続は県1/3、市1/3) ・補助限度額：5,000千円/事業 (事業継続のための車両購入は3,000千円/台) ウ 移動販売車運営費助成 (3年間を限度) ・補助率：各市負担額の1/2 ・補助限度額：初年度1,000千円、2年目700千円、3年目400千円/台</p> <p>(3) まちなか居住促進事業 まちなかコミュニティの新たな担い手として期待される子育て世帯等若い世代のまちなか定住を、増加する空き家 (中古住宅等) を活用して促進する。 ・支援内容：まちなか居住意向者、物件提供者、市等に対する空き家の購入・改修・賃借経費の支援 ・補助率：各市負担経費の1/2 ・補助限度額：1,000千円/戸</p> <p>(4) まちなかコミュニティ活性化事業 地域の実情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営など、コミュニティビジネスの起業や、世代間交流・地域間交流などを通じて地域コミュニティを再生・発展させる取組等に要する経費を支援する。 ア ソフト ・補助率：県1/2 (直接支援) ・補助限度額：1,000千円/事業 イ ハード ・補助率：県1/3 (市1/6) ・補助限度額：3,000千円/事業</p> <p>(5) まちなか遊休施設活用事業 地域の遊休施設 (空き店舗等) を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組を支援する。 ・補助率：県1/2 (市1/3) ・補助限度額：10,000千円/事業</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 平成24年8月に実施した「まちなか生活実態調査」の結果を踏まえ、意見交換や現地調査等を通じて「まちなか」地域おこしを促す機運の醸成に取り組んでいる。 モデルとなり得る新たな団体等による取組の動きも出てきているところであり、各市と連携を図りながら、まちづくりNPO団体などの地域コミュニティ活動につながる取組を掘り起こし、民間主体のまちなか活性化につなげていく。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7962)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとり移住大作戦事業	9,440	0	9,440				9,440	
トータルコスト	19,577千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	県民会議の運営、回帰支援センターへの出展、移住イベントの開催、生涯活躍のまちづくり支援、アート村・シェアハウス等市町村への補助金等業務							
工程表の政策目標 (指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27~31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>移住定住を加速するため、これまでより更に踏み込んだ移住定住施策を推進する。 ○県内の地域組織・団体の力を取り入れ、アート村等の新たな受け皿を創出する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○アーティスト等新たな起業・創業人材の移住強化 (9,440千円)</p> <p>アーティスト等、自らの知識や技能などを活かして起業・創業する人材を呼び込む地域の取組を支援する。</p> <p>ア 空き家を活用した住居兼作業場の確保等生業の場づくりの支援 (補助率: 市町村負担額の1/2、県限度額: 4,000千円)</p> <p>イ 研修等支援 (補助率: 市町村負担額の1/2、県限度額: 720千円、最長2年間)</p> <p>※この他、平成27年度補正予算 (地方創生加速化交付金事業) で以下の事業に取り組む。</p> <p>(1) 民間資源の活用強化と発信手段の拡大 (4,431千円)</p> <p>昨年立ち上げた「来んさいな住んでみないやとっとり」県民会議のネットワークを活かし、産学官金労言それぞれが有する、若者・子育て世帯・アクティブシニアなど移住希望者の年代やライフスタイルに応じた有用な資源を活用した情報発信及び体制の強化を進める。</p> <p>ア 民間商品・サービスや県外民間拠点も活用した情報発信、民間協働による県外移住イベントの実施等</p> <p>イ (公財) ふるさと鳥取県定住機構の非常勤コーディネーター1名を正職員に振り替え、産学官金労言をつなぐ企画調整機能を新たに設ける</p> <p>(2) 移住応援パスポート制度の創設 (2,000千円)</p> <p>民間とのタイアップにより、これから鳥取県への移住を検討される方々に対して移住応援パスポートを発行する。</p> <p>(3) 全国に向けた発信強化と移住希望者のニーズに応じたアプローチ (18,760千円)</p> <p>首都圏で知名度を上げるとともに、関西圏・中京圏でも展開を進め、とっとり暮らしを全国区とするため、他県に負けない情報発信・相談体制を整備する。併せて、先輩社員が語る企業の魅力や半農半X等、多様な働き方を発信するとともに、暮らしの魅力も組み合わせ、若者・子育て世帯・アクティブシニアなど移住希望者の年代やライフスタイルに応じたアプローチを進める。</p> <p>・(特非) ふるさと回帰支援センター (東京、大阪) への出展、東京センターのブース拡大と専任相談員 (1名) の配置</p> <p>・首都圏・中京圏・関西圏における情報発信、イベント開催等</p> <p>(4) アクティブシニアの移住強化 (CCRCの推進) (14,700千円)</p> <p>若い世代に加え、アクティブシニアも含めた多世代移住を推進する。</p> <p>ア 首都圏等のアクティブシニアへの情報発信強化 (生涯活躍のまち移住促進センター委託)</p> <p>イ アクティブシニアのニーズを踏まえた県内での事業展開支援 (生涯活躍のまちづくり展開支援アドバイザー業務委託)</p> <p>(5) 若者の地域への定着促進 (5,000千円)</p> <p>シェアルーム、ゲストハウスの整備支援などを通じて、若者の地域社会、地域課題に関わる場づくりを進める。</p> <p>・市町村・大学・民間事業者・地域等が連携して空き家を取得又は借り上げ、若者に貸し出すためのゲストハウス等の整備への支援 (補助率: 市町村負担額の1/2、県限度額: 最大2,500千円)</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>情報発信、相談体制整備、受入市町村への支援等を通じて移住定住に取り組んできた結果、移住者数は着実に伸びてきている一方で、移住に係る地域間競争が激化していることから、民間との連携強化、移住希望者の年代やライフスタイルに応じたアプローチ、受け皿整備に伴う民間組織の積極活用等、更に一步踏み込んだ取組を進めるものである。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
移住定住推進基盤 運営事業	99,451	2,469	96,982			10	99,441	
トータルコスト	109,588千円（前年度 2,469千円） [正職員：1.3人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	移住定住に係る相談、情報提供業務							
工程表の政策目標(指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27～31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県への移住定住の促進を図るため、鳥取県へのIJUターンを希望される方の視点に立ち、IJUターンに関する情報提供や住宅・就職・就業等の相談対応を総合的かつ一元的に実施するとともに、本県を移住定住先として選んでいただくためきめ細かなサービス提供に努めることで、鳥取県に関心がある方を移住定住に誘う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
相談及び情報発信業務の総合的かつ一元的な実施	79,918	IJUターンに関する相談や情報発信業務を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に委託して総合的・一元的に実施する。 ・鳥取県移住定住サポートセンターの運営（定住促進コーディネーター5名） ・県外相談窓口の運営（田舎暮らしコーディネーター：東京1名、関西1名） ・県外相談会、とっとり暮らし体験ツアーの実施、とっとり移住定住ポータルサイトの運営、相談者システムの構築 など
とっとり暮らしアドバイザーの設置・活用	1,300	移住実践者をアドバイザーに委嘱し、移住希望者からの相談に対応していただくことで、安心して移住定住できる環境を整備する。 （平成28年1月末現在：30名）
とっとり暮らしバンクシステムの運営	11,731	移住定住希望者からの住宅に関する相談（東中西部）に対応するとともに住宅情報を収集しホームページで情報発信する業務について、（公社）鳥取県宅地建物取引業協会に委託して実施する。
事務経費	6,502	・ふるさと回帰支援センター等との連携 等
計	99,451	

3 これまでの取組状況、改善点

移住定住サポートセンターの運営を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に外部委託することにより、就職相談と田舎暮らし相談をワンストップで行える体制を整備している。併せて、県外へとっとり暮らしの魅力や地域の移住定住に有用な情報を発信した。

これまで、豊かな自然や仕事と余暇を両立できる時間のゆとり、「子育て王国」といった鳥取県の強みを前面に出した情報提供などを行ってきたが、移住を考えている方に更に積極的に情報提供を行うため、相談者のニーズに応じた時期や場所を踏まえて相談会の回数を増やすなど、相談体制の充実を図る。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7128)

1 目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県移住定住推進交付金	90,000	102,150	△12,150				90,000	
トータルコスト	98,578千円 (前年度 110,692千円) [正職員: 1.1人]							
主な業務内容	移住定住交付金の交付							
工程表の政策目標(指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27~31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県への移住者の円滑な受入れ、定着の促進を図るため、市町村が取り組む移住定住推進事業を支援する。

2 主な事業内容

移住定住推進交付金

(単位: 千円)

交付対象事業	交付率	上限額	予算額
(1) 専任相談員の設置・活動への支援	市町村負担額の1/2	1,000千円/市町村	90,000
(2) お試し住宅整備(新築)への支援		5,000千円/件	
(3) 移住定住者・二地域居住者への住宅支援		1,000千円/件	
(4) 空き家活用事業(改修経費)への支援		2,000千円/件	
(5) 空き家活用事業(家財道具処分等の経費)への支援		400千円/件	
(6) 空き家改修費等の概算見積支援		10千円/戸	
(7) 民間団体との協働による移住定住の一元的な推進		1,000千円/件	
(8) 移住者受入地域組織・団体の立ち上げ支援		4,000千円/件	

3 これまでの取組状況、改善点

本交付金により、移住者への相談体制づくり、住宅支援、お試し住宅の整備等、移住施策の主体となる市町村の取組が活発化し、このような市町村の取組により、近年、移住者数も着実に増加してきている。

現在、移住者受入の民間団体の活動が活発化してきており、移住定住推進交付金の住宅支援等のメニューについても移住者受入の民間団体が実施主体となって取り組むことができるよう、制度を一部改正する。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7961）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
因幡・播磨ライン (仮称)国道29号日本風景街道推進事業	3,200	1,600	1,600			3,200		
トータルコスト	3,980千円（前年度 3,153千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	ワークショップや関連イベントの開催、関係団体との調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>国道29号沿線の市町、関係の商工、観光団体、兵庫・鳥取両県などが官民連携して、地域の魅力を発掘・発信しながら「日本風景街道」の推進に取り組むことなどを通じて、地域一体の活性化を図る。</p> <p>【事業推進体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係市町及び団体等により構成される沿線振興に係る協議会組織及び民間活動団体からなる推進協議会により、「風景街道」活動を推進する。 兵庫県（西播磨県民局）も鳥取県と一緒に、イベントの共催や沿線の魅力の発信、兵庫県内での住民活動やワークショップへの支援を行う。 							
2 主な事業内容	<p>(1) 沿線の魅力向上・発信の取組 (1,100千円)</p> <p>沿線の魅力発信や関西圏での誘客の促進、食を通じた取組や沿線の環境づくりなどに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バイクツーリング沿線マップを活用し、ライダーの聖地「隼」への更なる誘客促進 ○若桜鉄道とタイアップした周遊コースの設定 ○近畿方面での誘客キャラバンなどによる魅力発信 ○風景街道の見どころ、味わいどころなどお勧めスポットを道の駅等での案内パネルで紹介 <p>(2) 沿線の住民主体の機運の醸成 (2,100千円)</p> <p>沿線住民を巻き込んだ取組としていくため、地元民間団体が行うイベントなど住民参加の活動支援やシンポジウムの開催等により地元主体の取組の更なる盛り上げを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地元団体の取組（沿線の景観や文化、食の魅力などを味わうイベントなど）への支援 ○日本風景街道登録一周年記念シンポジウムの開催 							
3 これまでの取組状況、改善点	<p>鳥取自動車道の全線開通により国道29号戸倉峠方面の交通量は大幅に減少していることから、地域をあげての情報発信や集客による地域活性化を図る必要がある。</p> <p>国道29号沿線の活動団体や関係機関、行政が一体となって日本風景街道の登録（平成27年度中目途）を契機として、にぎわいづくりにつながる地元の活動を加速化させ、地域の魅力アップや活性化、沿線の入り込み客の拡大につなげていく。</p>							

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7128）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住情報発信強化事業	0	12,600	△12,600					
トータルコスト	0千円（前年度 12,600千円）							
事業内容の説明								
平成27年度補正予算（地方創生加速化交付金事業）で実施するため。								
アクティブシニア移住（CCRC）推進事業	0	9,492	△9,492					
トータルコスト	0千円（前年度 9,492千円）							
事業内容の説明								
平成27年度補正予算（地方創生加速化交付金事業）で実施するため。								
【廃止】 とっとり式生活支援システム構築事業	0	9,000	△9,000					
トータルコスト	0千円（前年度 9,777千円）							
事業内容の説明								
新たに「スーパーコンパクトビレッジ（小さな拠点プラス）促進支援事業」で実施するため廃止する。								
【廃止】 小さな拠点モデル促進支援事業	0	12,600	△12,600					
トータルコスト	0千円（前年度 13,377千円）							
事業内容の説明								
新たに「スーパーコンパクトビレッジ（小さな拠点プラス）促進支援事業」で実施するため廃止する。								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課（内線：7070）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	1,620	1,679	△59				1,620	
トータルコスト	23,454千円（前年度 23,421千円）[正職員：2.8人]							
主な業務内容	設立認証・認定・条例個別指定、指導監督、内閣府・関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	NPO法人の認定取得に向けた支援を行うことにより、認定NPO法人の更なる増を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の特定非営利活動法人（NPO法人）に対し、特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用を図るために必要な支援を行うとともに、非営利公益活動の促進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
NPO法施行事務	1,520	○ NPO法等に基づくNPO法人の設立認証・認定・仮認定・条例個別指定及び監督 ○ NPO法人設立の手引き、マニュアル等の改訂
NPO法人設立説明会	50	NPO法人制度及び法人設立・運営に係る説明会を実施する。
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンター(※)の会員となり、NPO支援情報の収集及び県内外NPO等との交流を行う。
計	1,620	

(※)NPOの活動基盤の強化や、NPOと企業、政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立に取り組む認定特定非営利活動法人。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課（内線：7070）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・島根広域連携協働事業	債務負担行為 1,000 1,618	1,379	239				債務負担行為 1,000 1,618	
トータルコスト	4,737千円（前年度 4,485千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取・島根両県共通の地域課題に対して、NPO等の発想力と実行力を生かした事業提案をもとに、両県のNPO等と行政が連携して協働事業を実施し、その解決を図る。

また、この取組を通し、両県の行政・民間の相互間の連携を促進し、県境を越えたネットワークの拡大と官民協働の地域づくりを促進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
【拡充】鳥取・島根広域連携協働事業助成（計画策定補助）	200	両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額：上限400千円（各県200千円） ○補助率：10/10 ○実施時期：平成28年度
鳥取・島根広域連携協働事業助成（事業実施補助）	1,000	上記事業により協働で策定された計画の実施可能性等を審査し、採択された事業の実施に係る経費を支援する。 ○補助金額：上限2,000千円（各県1,000千円） ○補助率：10/10 ○実施時期：28年度、29年度（債務負担行為）
審査会等経費	418	・両県合同説明会 ・提案を選考する審査会 ・募集チラシ作成 ほか
計	1,618	

3 これまでの取組状況、改善点

○取組状況

- ・平成21年度から事業を開始し、山陰両県の観光バリアフリー等7事業を採択した。
- ・本事業の活用により、両県における新たなネットワークが広がり、地域団体や市町村等を含む実行委員会を組織して取組を継続する地域ができる等、両県のNPOの発想力と提案力を活かした取組をスタートさせることができています。
- ・また、両県の行政・民間相互間のそれぞれの強みを生かした連携と県境を越えたネットワークが広がりつつある。

○改善点

- ・両県のNPO等と行政4者が協働して事業を実施するため、課題の共有、実施事業の役割分担の調整に多くの時間を要する等の課題があり、事業の実施期間等についての見直しを行った。
県がNPO等と協働で行いたい県政課題について提案を募集
計画策定から事業実施までの実施期間の見直し（1年→2年）
計画策定に対する助成の実施

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課 (内線: 7248)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) トットリズム推進 事業	債務負担行為 12,000 66,675	0	66,675			債務負担行為 12,000 (基金繰入金等) 45,137	21,538	
トータルコスト	90,069千円 (前年度 0千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委員会運営、広報・PR活動、基金管理							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要 ~トットリズム県民運動の展開~

鳥取県元気づくり総合戦略の実現に向けて、支え愛と鳥取力創造運動を統合するとともに、とっとり県民活動活性化センターが実施するととりの元気づくり会議など、産官学金労言の総参加による新たな地方創生のムーブメント「響かせようトットリズム県民運動」を展開する。

2 主な事業内容

(1) ととりの元気づくりプロジェクト

2,007千円

「豊かな自然」、「人と人との絆」、「幸せを感じることができる時間」といった鳥取県固有の強みを活かすテーマを設定して民間主体のプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を東・中・西部のととりの元気づくり会議に立ち上げ、テーマごとにプログラムを実施する。

(会議等の運営は、とっとり県民活動活性化センターに委託する。)

※日本財団の「鳥取助成プログラム」の適用

日本財団は、少子高齢化や人口流出が急速に進む鳥取県において、公だけでなく民の力によって社会課題を解決するために「鳥取助成プログラム」を実施することとしている。上記のPTによるプログラムにこの「鳥取助成プログラム」が適用される。

(2) 鳥取力創造運動と支え愛の融合による新しい地域づくりの展開

43,134千円

◎トットリズム推進補助金 24,000千円

鳥取力創造運動支援補助金と支え愛活動支援補助金をまとめ、トットリズム推進補助金を創設し、コミュニケーションの場(カフェ、交流サロン型共生ホームなど)に住民活動を加えることで活力あるコミュニティづくりにつなげる。

(単位: 千円)

区分	予算額	上限	補助率	補助対象
スタートアップ型				
[スタート支援] 1年目	7,000	100	10/10	新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの
[継続支援] 2年目	2,500	100	3/4	従前に[スタート支援]の補助を受けた取組で、新たな工夫や拡充を行い継続していくためのもの
[ステップアップ支援] 3年目	4,500	300	3/4	従前に[継続支援]の補助を受けた取組で、事業を中・長期的に継続・拡大していくための取組(ソフト事業に必要なハード整備を含む)
トットリズム推進型	10,000	1,000	3/4	これまでの活動を更に発展させ、他の地域や団体のモデルとなり、トットリズムの推進(※)に貢献する事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む) ※「豊かな自然」「人と人との絆」「幸せを感じることができる時間」といった本県の強みを生かした取組
交流サロン活動等支援型	8,000	⇒平成27年度補正予算(地方創生加速化交付金事業)で対応		

◎みんなですすめるトットリズム！支援事業補助金 12,000千円
中学校区単位、市町村単位など一定の広範な地域において、地域づくり団体等で構成されるネットワーク組織が行う地域全体の活性化に資する取組を支援する。
○補助額 上限2,000千円/年×6団体（定額補助）、最長3か年（債務負担行為）

◎交流サロン活動拠点等フォローアップ事業 555千円
これまで整備されてきた交流サロン型共生ホームなどの活動拠点に対するフォローを行い、「コミュニケーションの場づくり」とNPO等の諸活動を連携させる取組を進める。

◎基金の積み立て 6,579千円
基金の運用益を積み立てる。

(3) とっとり県民活動活性化センターによる支援 8,683千円
活性化センターが地域づくり活動に取り組む団体等に寄り添い、資金調達や人材確保といった課題の解決に向けて行う支援事業を委託・補助する。

◎クラウドファンディング支援事業 1,800千円
◎とっとり創生支援センターによる伴走型支援 3,770千円
◎社会人ボランティア（プロボノ）推進事業 1,555千円
◎寄附付き商品開発普及事業 1,558千円

(4) その他 12,851千円
活動団体同士のネットワークづくりを推進するイベントの開催支援や活動団体のPRを行う。

◎とっとり元気フェスの開催 3,570千円
◎トットリズム推進PR事業 4,769千円
◎トットリズム推進委員会の運営 2,003千円
◎事務費 2,509千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・地域づくりの県民運動『鳥取力創造運動』は平成22年度から始まり、鳥取力創造運動支援補助金については、これまでの6年間で732件を採択し支援を行った。
- ・更に、平成27年度に地域づくり団体等により「ととりの元気づくり会議」を立ち上げ、さまざまな課題解決に向けた連携した取組をスタートさせたところである。
- ・これらの地域づくり活動の取組に、コミュニケーションの場（拠点）づくりの『支え愛』を加え、更には日本財団の支援プログラムも活かして地域づくりを飛躍させ、新たな県民運動「トットリズム」を展開していく。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課（内線：7248）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取元気づくり推進基金設置事業	3,000,000	0	3,000,000				3,000,000	
トータルコスト	3,000,000千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金管理							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県元気づくり総合戦略の実現に向けて、支え愛と鳥取力創造運動を統合するとともに、とっとり県民活動活性化センターが実施するととりの元気づくり会議など産官学金労言の総参加による新たな地方創生のムーブメント「響かせようトットリズム県民運動」を展開するための鳥取元気づくり推進基金の新設に伴い、同基金に積み立てを行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 基金造成額 3,000,000千円</p> <p>(2) 基金の設置目的</p> <p>県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。</p> <p>【参考】充当事業の考え方</p> <p>『鳥取県元気づくり総合戦略』基本方針の中心となる以下の3つの考え方に資する民間団体等の行う事業に充当する。</p> <p>「豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」 ⇒ 『山の日』記念！みんなが主役』ととりの山魅力発信事業 等</p> <p>「人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む」 ⇒ ユニバーサルデザインタクシー導入推進事業 等</p> <p>「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」 ⇒ 自然を体感するニューツーリズム（エコツー・スポーツツーリズム等）全県展開戦略事業 等</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課 (内線: 7071)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
とっとり県民活動活性化センター事業	56,933	68,413	△11,480			56,312	621	
トータルコスト	74,868千円 (前年度 86,273千円) [正職員: 2.3人]							
主な業務内容	委託事務の実施、各種連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	「とっとり県民活動活性化センター」が実施する伴走型支援に協力して支援を促進するとともに、県民活動を支援する各種事業を推進し、ボランティア・地域づくり・NPOの活動を活性化させる。							

事業内容の説明 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地方創生の推進に向けて、県民が主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、NPO、行政、企業、大学、自治組織等多様な主体による連携・協働を進める。

県民による主体的な活動を活性化していくため、専門的な支援、人材育成と各主体のネットワーク化に資する事業に取り組んでいく。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
「とっとり県民活動活性化センター」への委託	(67,792) 56,312	<p>①ボランティア活動支援事業 350千円(4,262) 地方創生に当たり県民の主体的な活動が促進されるよう、県民の社会参画機会創出、促進のための事業を実施する。 ・ボランティア支援ネットワーク事業 350千円 市町村ボランティアセンターとのネットワーク構築等を行う。</p> <p>②地域づくり活動支援事業 1,714千円(3,004) 地方創生に資する地域づくりが継続・発展するよう、先進事例視察に要する経費の補助、情報発信等を実施する。 ・地域づくり研修企画補助事業 1,130千円 地域づくり団体等が企画する研修会や県内外の先進事例の視察を公募し、経費の一部を補助する。 ・地域づくり活動ノウハウ提供事業 111千円 ・地域づくり団体の登録を推進するとともに、ホームページなどを通じて情報発信等を行う。 ・地域づくり研修参加促進事業 473千円 「地域づくり団体全国研修交流会」の募集・事後交流会等を行う。</p> <p>③NPO活動支援事業 4,013千円(7,421) NPOの育成、活動基盤の強化を図るため、事務力強化研修、実態把握、専門家派遣等を実施する。 ・NPO経営実態把握事業 323千円 NPO法人経営実態調査を実施し、きめ細かな相談支援のための基礎資料「NPOカルテ」を整備する。 ・専門家派遣事業 309千円 NPO等からの法人業務や会計等の専門的な相談に対して、税理士、行政書士、社会保険労務士、ITに関する専門家などの派遣等を行う。 ・NPO事務力強化事業 1,251千円 会計基準活用講座等の「事務力セミナー」などを開催する。 ・非営利公益活動広報補助金交付事業 2,130千円</p>

		<p>④共通支援事業 3,125千円(5,564)</p> <p>県民活動に共通する課題に対応するため、きめ細かな相談体制の整備、情報発信等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間協働型活動支援事業 500千円 企業との協働や県内外の支援団体との連携による県内NPO等の資金調達支援プログラムを実施する。 ・相談対応・出前相談事業 297千円 県民・NPO等からの県民活動に関する幅広い相談に対応する。 ・助成金活用促進事業 444千円 県内外の助成団体が提供する助成金情報を紹介し、効果的な活用を促す「助成金合同説明会」を開催する。 ・情報集積・発信事業 1,884千円 <p>⑤間接事業費 47,110千円(47,541)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費 39,230千円(38,299) ・管理費 7,880千円(9,242)
その他 諸経費	(621) 621	
計	(68,413) 56,933	

<センターの概要>

- ・所在地：鳥取県倉吉市
- ・代表者：理事長 山根到（非常勤）
- ・役員：評議員5名、理事長他理事8名、監事2名
- ・事務局体制：毛利葉センター常務理事兼事務局長他、常勤4名、非常勤2名の合計7名
- ・支援部門：ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 取組状況

- ・鳥取県及び県内全19市町村から出えんにより、平成26年1月23日に、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターを設立し、平成27年4月1日に公益法人化した。
- ・活動団体等による地方創生に資する取組を支援するため、平成27年4月1日、とっとり県民活動活性化センターと県が共同で「とっとり創生支援センター」を東・中・西部に設置した。
- ・活動団体等からの各種相談に対応するほか、社会人ボランティア（プロボノ）推進事業、鳥取力トップランナー輩出事業、NPO事務力強化事業等を実施した。
- ・平成27年11月に、「とっとりの元気づくり会議」を立ち上げた。

(2) 改善点

- ・平成28年度は、これまでの事業実績をもとに事業を再編成し、活動団体等をはじめとする多様な主体とのネットワークを強化し、別事業「トットリズム推進事業」とともに「とっとりの元気づくり」の推進を図る。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

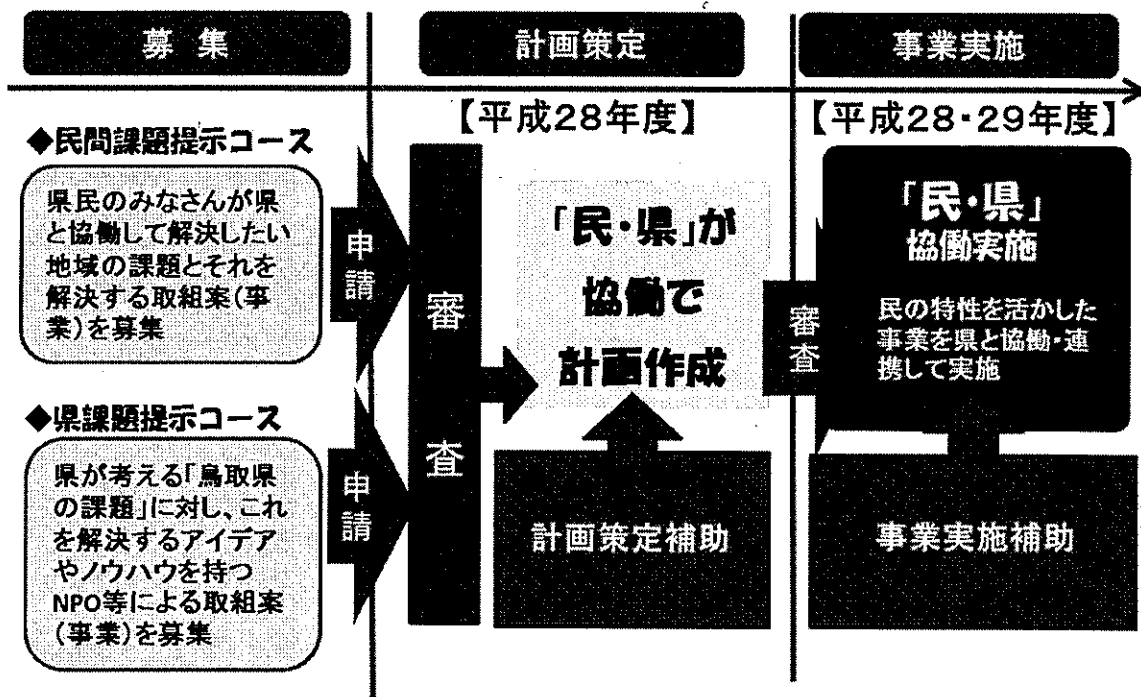
2項 企画費

参画協働課(内線:7071)

2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働提案・連携推進事業	(債務負担行為 8,000) 19,586	20,058	△472			(債務負担行為 8,000) (基金繰入金) 17,200	2,386	
トータルコスト	38,301千円 (前年度 29,376千円) [正職員:2.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、計画から実施までを民間主導のもと官民協働により実施するために必要な経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出する。 ・県民から地域課題を募集する「民間課題提示コース」及び県が民間団体と協働で行いたい県政課題について募集する「県課題提示コース」を設けている。 <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
区 分	予算額	内 容						
協働提案・連携推進事業 (計画策定補助)	(1,334) 1,476	県との協働により主導的に地域課題解決に取り組む団体に対し、具体事業を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額:上限300千円(補助率10/10) 4件 審査に係る経費:276千円 ○実施時期:平成28年度						
協働提案・連携推進事業 (事業実施補助)	(18,075) 17,531	○上記事業により協働で策定された計画の実施可能性等を審査し、採択された事業の実施に係る経費を支援する。 ・平成27・28年度事業分(債務負担行為) 補助金額:上限2,000千円(補助率10/10)、4件 ・平成28・29年度事業分(債務負担行為) 補助金額:上限2,000千円(補助率10/10)、4件 審査に係る経費:413千円 ○協働に関する理解を深める研修等を実施する。 ・平成26・27年度事業分 事業成果検証(1回)に係る経費:138千円 ・平成27・28年度事業分 事業振り返り研修(1回)に係る経費:163千円 ・平成28・29年度事業分 導入研修(1回)、中間研修(団体毎に4回分)に係る経費:817千円 ○実施時期:28年度、29年度(債務負担行為)						
その他諸経費	(649) 579							
計	(20,058) 19,586							



3 これまでの取組状況、改善点

○取組状況

平成27・28年度事業においては、14件の応募に対し、下記4件を採択した。平成27年度末までに計画策定が終了し、事業実施補助のための審査会を開催する見込みである。

[平成27・28年度事業採択団体]

区分	団体名	事業概要
民間課題提示コース	生活文化研究会	【大阪に行かなくても鳥取で文楽が見られる！～とっとり文楽、再動計画作り～】 鳥取県にある淡路や阿波から伝わってきた人形芝居の座（3つ）があまり知られていない。これらの伝承を図り、“とっとり 文楽”を再発動していくことで、将来的な観光の一助とする。
	NPO法人ライヴ	【県産水産物の普及を手段とした御崎漁港地域活性化事業】 鳥取県内で収穫されるホンダワラ等の海藻類やアゴ・サメ等の魚類の普及を図ることで、地元水産従事者の収入増加を達成し、御崎漁港地域の活性化に寄与する。
県課題提示コース	山陰省エネライフ研究所	【事業所のエネルギー管理体制構築支援事業】 事業所の自主的な省エネ行動やエネルギー管理体制の構築を支援することにより、環境にやさしく足腰の強い事業所づくりに貢献するとともに、地球温暖化防止に資する。
	賀露みなと観光協会	【食のみやこ鳥取県TZL（とっとり地魚愛）推進局】 地魚の消費拡大を図り、その観光資源ならびにブランド化、消費拡大に伴う四季折々の県産魚を活かした港町地域活性化に取り組む。

○改善点

平成25年度採択事業（3事業）の成果の出る平成27年度から事業の成果検証を実施し、平成26年度採択事業の成果検証と合わせ、今後の事業のあり方の検討に役立てる。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

参画協働課 (内線: 7070)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民の日 総合推進事業	1,718	1,433	285				1,718	
トータルコスト	11,076千円 (前年度 10,751千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業の周知、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

1 事業の目的・概要

9月12日「とっとり県民の日」を契機として、県民が鳥取県についてもっとよく知り、ふるさと鳥取に愛着を持つようにするとともに、鳥取を誇りに思う心を醸成して、県民の一体感を高めるよう市町村・教育委員会・民間事業者等と連携しながら各種事業を展開する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内 容	予算額
(1) ふるさとに誇りと愛着を持った人材育成 (教育委員会との連携実施)	
ア 学校における「とっとり県民の日」一斉取組の実施 県民の日当日に、県民の日及びその意義が広く伝わるような取組を全ての小中高校・特別支援学校において一斉に実施	350
イ ふるさとについて学ぶ学習の推進 ・鳥取県の成り立ちなどの指導に活用できるように小学生向けの冊子を作成 ・児童・生徒等へ鳥取県の歴史や地域の魅力を伝え、ふるさとへ愛着心を高めるため、専門的な知識を有する講師を学校及び、市町村立図書館へ派遣	400
ウ 図書館と連携した取組 県民の日前後に県立図書館、市町村立図書館、学校図書館等で巡回パネル展示の実施	-
エ 県民の日学校給食の取組 ・学校給食で「県民の日メニュー」の提供 ・地産地消の食材や県民の日の意義等を校内放送で紹介 ・栄養教諭等によるふるさとの食の魅力を伝える食育指導	-
オ ふるさと鳥取見学 (県学) 支援事業 県内の小学校が県民の日に関する学習に併せて校外学習等を実施する際の経費を支援	(1,260) ※教育委員会で計上
(2) 県庁、各市町村役場等での県民の日啓発の取組 県庁及び各市町村役場等に県民の日のぼりを掲出、庁内放送等で周知	20
(3) 【拡充】 企業、市町村等と連携した広報展開 ・大型商業施設で開催する県民の日フェアと連携したPR ・県内スーパーマーケットにおける県民の日フェアの実施 ・商工会議所等の機関誌及び市町村報やホームページなどへの記事掲載	878
(4) 各種媒体による広報展開 県の広報媒体 (テレビCM、新聞広告等) 等を活用したPRを実施	-
(5) 県民の日関連事業の実施 県民の日前後に実施する事業を関連事業として周知	-
(6) 体育施設・観光施設等の無料開放・減免 県内各施設に対し、無料開放・入場料減免の協力依頼	70
計	1,718

3 これまでの取組状況、改善点

- ・教育委員会・市町村・民間事業者等と連携して幅広く事業を展開したところ、多くのマスコミに取り上げられ、広報に効果があった。
- ・大型商業施設での県民のフェアは西部地域でも実施し、取組を拡充した。
- ・事業の効果測定を行うために平成26年度に実施した、県政参画電子アンケート及び学校アンケート結果等を踏まえながら様々な取組を実施するように、引き続き、教育委員会・市町村・民間事業者等と連携していく。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課 (内線: 7248)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】 鳥取力創造運動推進事業	0	54,612	△54,612					
トータルコスト	0千円 (前年度 77,907千円)							
事業内容の説明								
「トットリズム推進事業」の新設に伴い廃止する。								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

参画協働課 (内線: 7071)

1目 労政総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
シルバー人材センター活性化事業	9,028	9,033	△5				9,028	
トータルコスト	10,588千円 (前年度 10,586千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成 安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。(9,002千円)</p> <p>(2) シルバー人材センターに対する助言指導等 (26千円)</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7792） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 女性活躍トッパー事業	17,030	0	17,030			基金繰入金 17,030		
トータルコスト	23,268千円（前年度0千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	補助金事務（連絡調整、制度周知、申請書の審査、補助金交付等）							
工程表の政策目標（指標）	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業の拡大）							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>輝く女性活躍加速化とっとり会議を推進母体として、輝く女性活躍パワーアップ企業と女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定に取り組む女性活躍企業を増やし、女性活躍のトッパーナーを目指す。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 輝く女性活躍パワーアップ企業への支援</p>								
<p>ア 女性活躍職場づくり助成金等事業（11,810千円）（単位：千円）</p>								
項目	金額	事業内容						
女性活躍のための企業支援補助金	3,000	輝く女性活躍パワーアップ企業が自主宣言を達成するための行動計画の取組に要する経費の一部を補助する。 ・補助率1/2（上限10万円）						
環境整備支援助成金	5,000	女性の就業促進を図るための職場環境整備（女性トイレ、更衣室等）に要する経費の一部を補助する。 ・補助率1/2（上限50万円）						
離職者正規雇用奨励金	3,810	結婚、出産等の理由により離職した女性を正規社員として雇用した企業に奨励金を支給する。 ・1企業当たり30万円						
<p>イ 女性活躍アドバイザー派遣事業（単位：千円）</p>								
項目	金額	事業内容						
女性活躍アドバイザー派遣	(2,020)	環境整備支援助成金等の申請を行う企業等に女性活躍アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、職場環境改善のためのアドバイスを行う。【平成27年度補正予算（地域女性活躍推進交付金事業）で対応】						
<p>ウ 育児休業復帰支援事業（単位：千円）</p>								
項目	金額	事業内容						
育児休業復帰支援事業補助金	1,500	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう、育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する企業に支給する。 ・支給額 月額10万円/人（最長3ヶ月間）						
<p>(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進（3,720千円）（単位：千円）</p>								
項目	金額	事業内容						
女性活躍のための一般事業主行動計画作成補助金	3,720	従業員300人以下の企業が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を作成するのに要する経費の一部を補助する。 ・補助率1/2（上限6万円） ・対象経費 計画作成のための社会保険労務士やコンサルタント等専門家への相談料						
行動計画セミナー	(2,565)	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画作成のノウハウ等を学ぶセミナーを開催する。【平成27年度補正予算（地域女性活躍推進交付金事業）で対応】						
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度、女性活躍に積極的に取り組む企業を輝く女性活躍パワーアップ企業として登録する制度を創設した。（登録件数：23件（平成27年12月末現在）） 昨年9月、女性活躍推進法が施行され、従業員301人以上の企業には女性活躍推進のための一般事業主行動計画を平成28年4月1日までに策定することが義務付けられた。（従業員300人以下の企業は努力義務） 県内における女性活躍を推進するためには、輝く女性活躍パワーアップ企業の登録促進と、県内企業の9割以上を占める従業員300人以下の企業に対する一般事業主行動計画の策定促進が必要である。 								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7792） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																						
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源																																							
男女共同参画推進企業認定事業	11,069	15,375	△4,306			30	11,039																																							
トータルコスト	17,307千円（前年度 20,811千円） [正職員：0.8人、非常勤職員：3.0人]																																													
主な業務内容	制度周知、各企業訪問、申請書の審査、認定、委託契約の締結、派遣先企業の募集・決定																																													
工程表の政策目標(指標)	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業の拡大）																																													
事業内容の説明																																														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することで、県内企業における男女共同参画の普及推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 男女共同参画推進企業認定（7,713千円）</p> <p>○企業からの申請後、書類審査及び実地審査を行った後、認定委員会に諮り認定を行う。</p> <p>・認定委員会委員：5名 ・開催回数：4回</p> <p>○認定企業の新規開拓や、取組推進のためのフォローアップ、企業の女性活躍推進のため非常勤職員を3名継続配置する。（男女共同参画推進コーディネーター1名、女性活躍企業推進員2名）</p> <p>(2) 就業規則整備支援コンサルタント派遣事業（2,490千円）</p> <p>男女共同参画推進企業の認定申請に当たり、中小企業にとって特に負担感の大きい就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士を派遣する。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象企業</td> <td>認定申請を予定している企業及び認定企業（中小企業に限る。）</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td>就業規則、育児・介護休業規程、セクシャルハラスメント防止規程の作成又は関係法令への対応状況の確認、改正事務の支援</td> </tr> <tr> <td>派遣件数</td> <td>25事業所</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>鳥取県社会保険労務士会へ業務委託</td> </tr> </table> <p>(3) 事務費（866千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進コーディネーター1名と女性活躍企業推進員2名（東部地区1名、西部地区1名）を配置し、新規開拓や取組促進のためのフォローアップを行う。 企業への普及推進に当たっては、経済団体や市町村等と連携し、効果的な働きかけを行う。 認定申請に意欲ある中小企業等への就業規則等の整備を支援し、認定申請を促進する。 <p>認定企業数 571社（平成28年1月末現在）</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H28.1</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>認定数</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>118</td> <td>38</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>176</td> <td>57</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>48</td> <td>38</td> <td>571社</td> </tr> </table>									対象企業	認定申請を予定している企業及び認定企業（中小企業に限る。）	支援内容	就業規則、育児・介護休業規程、セクシャルハラスメント防止規程の作成又は関係法令への対応状況の確認、改正事務の支援	派遣件数	25事業所	実施方法	鳥取県社会保険労務士会へ業務委託	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H28.1	計	認定数	3	5	9	118	38	28	21	176	57	19	11	48	38	571社
対象企業	認定申請を予定している企業及び認定企業（中小企業に限る。）																																													
支援内容	就業規則、育児・介護休業規程、セクシャルハラスメント防止規程の作成又は関係法令への対応状況の確認、改正事務の支援																																													
派遣件数	25事業所																																													
実施方法	鳥取県社会保険労務士会へ業務委託																																													
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H28.1	計																																
認定数	3	5	9	118	38	28	21	176	57	19	11	48	38	571社																																

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7077） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画社会づくり推進事業	4,446	4,905	△459			(雑入) 10	4,436	
トータルコスト	10,684千円（前年度 12,670千円） [正職員：0.8人、非常勤職員：0.9人]							
主な業務内容	国・市町村・団体・企業等との連絡調整、報告書の作成							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 市町村の男女共同参画条例の制定状況[平成28年度 全市町村]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>男女共同参画社会づくりを推進するため、市町村、関係団体との意見交換や連絡調整、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく資料の作成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画施策に係る意見交換や連絡調整 ・関連施策の推進状況等に係る情報収集・提供、男女共同参画白書及び男女共同参画マップなど各種資料の作成 ・非常勤職員に係る経費 								
鳥取県男女共同参画審議会運営費	1,460	1,848	△388				1,460	
トータルコスト	7,698千円（前年度 8,060千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	男女共同参画に関する調査・審議・建議							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 市町村の男女共同参画条例の制定状況[平成28年度 全市町村]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>鳥取県男女共同参画審議会の開催に係る経費 委員20名</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次鳥取県男女共同参画計画の進捗管理、第4次鳥取県男女共同参画計画策定に向けた審議等 ・開催回数：4回程度 								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7077） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
女性の地域活動スタート支援事業	398	386	12				398	
トータルコスト	1,958千円（前年度 1,939千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	国・市町村・団体・企業等との連絡調整、報告書の作成							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 市町村の男女共同参画条例の制定状況[平成28年度 全市町村]							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大学と連携して、地域活動に参加するきっかけづくり、地域で活躍する女性リーダー育成を目的とした講座を開催する。

2 主な事業内容

- (1) 内容 地域活動に関する講義の実施
- (2) 定員 30名程度
- (3) 対象 地域活動に興味のある女性
- (4) 会場 鳥取大学他
- (5) 日程 6月～9月頃

3 これまでの取組状況

期日	受講申込者の状況	テーマ
第1期 (H20)	40名	地域の魅力を発見し、企画し、発信する
第2期 (H21)	40名	食
第3期 (H22)	31名	仕事と生活の調和
第4期 (H23)	24名	心とからだの健康を考える
第5期 (H24)	22名	安全・安心について
第6期 (H25)	39名	学びから始める「人がつながる場」づくり
第7期 (H26)	24名	多様性「互いを認め合い、共に生きる仲間づくり」
第8期 (H27)	24名	実践者に学ぶリーダーシップ・マネジメント

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7077） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) イクボス推進事業	996	0	996				996	
トータルコスト	4,115千円（前年度 0千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託契約事務、養成塾開催周知、募集等							
工程表の政策目標(指標)	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業の拡大）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>働きやすい職場環境づくりを推進するため、「イクボス」を県内企業で増やしていく。</p> <p>〔イクボスとは 自らが仕事と家庭を大切にし、従業員の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実践することで仕事の充実を図るとともに、部下の仕事と家庭の両立も考え応援する経営者・管理職のこと〕</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる男女共同参画推進企業等を対象としたイクボス養成塾を開催する。</p> <p>【開催時期】平成28年10～11月ごろ</p> <p>【開催場所】県内3箇所（東・中・西）各1回</p> <p>【内 容】講義、グループワーク</p> <p>【対 象】男女共同参画推進企業、その他参加を希望する県内企業</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定している。</p> <p>認定企業数：571社（平成28年1月末現在）</p> <p>○昨年6月、県知事と経済団体等の代表と一緒に、「イクボスとっとり共同宣言」において、自らがイクボスとなるとともに、県内企業、団体にイクボスを増やしていくことを宣言した。</p> <p>イクボス宣言企業55社（平成27年12月末現在）</p> <p>○男女共同参画推進企業及び県外のイクボス宣言企業に対し、イクボスに関するアンケート調査を実施した。平成28年2月末にイクボス企業の優良事例などを取りまとめる予定である。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
1目 企画総務費

男女共同参画推進課（内線：7077） → 事業実施：女性活躍推進課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源			備考
				国庫支出金	起債	その他	
男女共同参画普及啓発事業	5,943	6,358	△415				5,943
トータルコスト	19,979千円（前年度 20,335千円） [正職員：1.8人、非常勤職員：1.2人]						
主な業務内容	各種講座企画・実施、県民企画講座・補助金事務、委託事務						
工程表の政策目標（指標）	○男性や若年層を対象にした男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発 ○男性向けの子育てや家庭生活、地域活動の実践講座の実施 ○地域活性化を促進するための女性リーダーの養成 ○地域における方針決定過程への女性の積極的参加を促す講座の実施						
事業内容の説明							
1 事業の目的・概要							
男女共同参画を推進するため、理解者の裾野を拡大する普及啓発や推進活動の中核となる人材を育成する各種講座の開催及び推進団体等への活動支援等を行う。							
2 主な事業内容 (単位：千円)							
区分	予算額	内容					
(普及啓発) 各種講座	1,880	(1) 共同参画時代の自分磨きセミナー ・男女共同参画の理解者の裾野拡大を図るために、今まで学ぶ機会の少なかった県民も興味を持って参加できる講座を開催する。 (例) 女性の活躍、男性にとっての男女共同参画、家族関係における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV及びハラスメント等 (2) イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業 ・子育て世代で男女共同参画を支える主体である有職男性層の啓発を推進するため、県内企業等が行う社内研修に対して講師を派遣して支援する。					
(人材育成) 各種講座	1,766	(1) 男女共同参画推進人材育成協働事業 ・男女共同参画推進の中核となる人材を育成するために、知識やスキルの向上を目的とした講座を開催する。 (例) 地域社会の発展と女性の参画、現状を踏まえた男女共同参画の捉え方、組織や事業でのコミュニケーション手法等 (2) 相談に関わる人たちの支援講座 ・相談業務関係者、民生委員などに対して、男女共同参画の視点を踏まえて相談業務の質を向上させるための講座を開催する。					
活動支援	2,297	(1) よりん彩活動支援事業補助金 ・活動団体が企画運営する公開講座や男女共同参画に関して行う調査研究、自治会やPTA等が行う研修会や学習会の開催等に対する助成を行う。 (2) よりん彩学びのサロン ・市町村及びよりん彩の実務担当者が男女共同参画に関する理解を深め、情報交換や相互研鑽を行うネットワークの場として開催する。 (3) よりん彩記念日フォーラム補助金 ・男女共同参画推進に関する気運を高め、活動拠点としてのよりん彩を周知するフォーラムを企画運営する実行委員会に対して助成を行う。 (4) 出前講座の実施 ・自治会、PTA、企業などによりん彩職員が出向いて、男女共同参画の推進に関する研修や講座を実施する。					
計	5,943						

3 これまでの取組状況

(普及啓発)

- ・共同参画時代の自分磨きセミナー【H27実施予定】指定講座1、公募講座2、直営講座3
- ・イクメン・ケアメン養成セミナー【H27.12月実績】県東部の企業で実施（参加者57名）

(人材育成)

- ・男女共同参画推進人材育成協働事業【H27実施予定】指定講座1、公募講座2、直営講座2
- ・相談に関わる人たちの講座【H27.12月実績】東・中・西部で各1回開催

(活動支援)

- ・よりん彩活動支援事業補助金【H27.12月実績】公開講座11件、研修支援6件
- ・よりん彩学びのサロン【H27.12月実績】研修、講演・ワークショップ、情報交換会を2回開催
- ・よりん彩記念日フォーラム【H27実績】平成27年4月26日（日）開催、約500人の県民が参加
- ・出前講座【H27.12月実績】33回実施、参加者1,603名

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7075） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画センター運営費	38,258	37,915	343			(雑入) 232	38,026	
トータルコスト	54,634千円（前年度 54,222千円） [正職員：2.1人、非常勤職員：8.7人]							
主な業務内容	施設管理、情報提供、男女共同参画に関する相談対応、県民活動支援のためのミーティング室・印刷機器等の貸出等に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	男女共同参画人材バンク登録者数 [平成28年度 200人] よりん彩ネット会員数 [平成28年度 400会員] 情報資料室の図書貸出冊数 [平成28年度 年間8,000冊] 男女共同参画センターにおける男性相談件数 [平成28年度 年間800件]							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設である「男女共同参画センター“よりん彩”」の管理運営、情報提供、相談事業、県民活動支援のための施設提供等に要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内 容
管理運営費	30,447	・人件費（相談員等非常勤職員） ・男女共同参画センター運営協議会 ・庁舎管理 等
情報収集提供事業費	4,006	・図書等の購入及び閲覧・貸出、貸出等システム管理 ・人材バンク運営 ・インターネットパソコンの利用 ・広報紙発行、よりん彩ネット 等
相談事業費	3,055	・一般相談 ・専門相談（心、男性、法律）等
活動推進事業費	750	・設備利用支援（印刷機器等の貸出）
計	38,258	

3 これまでの取組状況

<情報資料室の状況>

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所蔵資料数	14,371	14,777	14,934
貸出件数	4,834	5,190	3,436

<相談室の状況>

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般相談	2,393	2,144	1,490
うち女性	1,756	1,535	1,045
うち男性	637	609	445
専門相談	131	116	87
うち女性	108	81	64
うち男性	23	35	23
Eメール相談	6	17	4
計	2,530	2,277	1,581

*平成27年度は12月31日現在の数値

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7075） → 事業実施：女性活躍推進課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画推進員設置費	1,132	1,118	14				1,132	
トータルコスト	4,251千円（前年度 4,224千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	推進員会議開催、申出審査、年間処理状況報告書作成等に係る事務局業務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画推進条例により設置された第三者機関として、男女共同参画に関する苦情・不服の申出審査、男女共同参画施策の是正・改善の勧告等を行う男女共同参画推進員の活動に要する経費である。（男女共同参画推進員：4名）

2 主な事業内容

県民の方（事業者、団体を含む）からの男女共同参画に関する苦情や不服の申出を審査し、必要と認めるときは、県の機関に対して是正若しくは改善の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を求める意見を公表する。

3 これまでの取組状況

<申出処理件数>

（単位：件）

年度	申出件数	処理件数	審査結果				次年度繰越
			勧告	意見公表	棄却	却下	
平成21年度	2	1	0	1	0	0	1
平成22年度	1	2	0	2	0	0	0
平成23年度	1	1	0	1	0	0	0
平成24年度	3	3	0	2	0	1	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	3	1	0	1	0	0	2
平成27年度	0	2	0	2	0	0	0

*平成27年度は12月31日現在の数値

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課（内線：7792）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】 輝く女性活躍職場づくり支援事業	0	21,354	△21,354					
トータルコスト	0千円（前年度 21,354千円）							
事業内容の説明								
新たに「女性活躍トップランナー事業」で実施するため廃止する。								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

東部振興課（内線：7970）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
東部振興課管理運営費	8,551	11,073	△2,522			(雑入) 10	8,541		
トータルコスト	70,935千円（前年度 88,723千円）[正職員：8.0人、非常勤職員：1.0人]								
主な業務内容	鳥取県東部圏域の災害発生時の危機管理対応、中山間地域振興の推進、NPO法人の活動支援、農商工連携の推進等								
工程表の政策目標(指標)	県東部地区の県民の安全安心な暮らしに資する防災・危機管理体制の整備等								
事業内容の説明									
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県東部圏域における現場に密着した、地域課題の解決等による地域活性化の推進に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 災害発生時の危機管理対応及び関係機関との連絡調整</p> <p>(2) NPO法人の設立認証、活動支援</p> <p>(3) 農商工連携の推進</p> <p>(4) 中山間地域振興施策の推進</p> <p>(5) 八頭郡活性化戦略会議の運営 等</p>									
								(単位：千円)	
内 容							予 算 額		
非常勤職員の人件費							2,511		
八頭郡活性化戦略会議負担金							150		
○ 八頭郡3町と県で、八頭郡の振興と活性化のための共通課題や広域課題への取組を行うため、「八頭郡活性化戦略会議」を組織している。									
○ 運営経費：600千円（内訳：県150千円、各町150千円×3町）									
職員旅費、課運営に係る消耗品の購入経費等							5,890		
計							8,551		

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

東部振興課（内線：7969）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
(新)「みんなで楽しむとっとり因幡の山」事業	3,416	0	3,416			3,416		
トータルコスト	5,755千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	「とっとり因幡の山」の掘り起こし、調査、情報発信に係る地元団体、市町等との協議、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	県民が自主的に取り組む地域づくり活動の支援							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 近年、地元の山を見直して、地元団体などが登山道を整備する例が見られるが、あまり知られず十分活用されていない。このため、こうした山を地域資源（因幡の宝）として活用するために地元の登山道整備団体、集落、市町、県が協力して登山道調査・整備、情報発信を行い、地域の活性化、観光振興等を目的に多くの人を楽しめる山として売り出す。また、風景街道（国道29号沿線）近辺の山については活用モデルと位置付け、同街道推進を目的に新たな観光資源として売り出すための案内看板を設置する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地元市町等と連携した地域に眠った山の掘り起こし ※対象となる山・・・基本的に地元住民が積極的に整備、管理に取り組んでいる山</p> <p>(2) 地元団体、市町、県と連携した登山道調査（マップ、写真等作成） 登山道調査費 900千円</p> <p>(3) 登山道整備のための県専門職員派遣（登山者の安全安心確保のためのアドバイス等）</p> <p>(4) 風景街道沿線モデル事業（看板設置） 看板設置費 2,000千円（10箇所：登山道入口1基、山頂1基）</p> <p>(5) 情報発信 ホームページ作成・管理費 516千円</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

東部振興課（内線：7967）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部圏域みんなで 地方創生事業	3,000	0	3,000				3,000	
トータルコスト	4,560千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	地方創生に資する圏域の重点課題や緊急の課題に対する取組への支援（民間団体等との連絡調整、補助金交付事務等）							
工程表の政策目標(指標)	県民が自主的に取り組む地域づくり活動の支援							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 東部圏域における地方創生の実現に向けて、東部各市町の総合戦略も策定され、今後取組の加速が求められる。そこで民間団体等が取り組む地方創生に資する取組を積極的に支援し、圏域の重要課題や緊急的な課題に対して時期を失することなく効果的な事業が実施できるようにする。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 地方創生に資する取組支援 地方創生に資する民間団体等から提案のあった取組、また、民間団体等との協働のもとに実施する取組に対し、助成・活用する。 (2) 重点課題や緊急的課題等への対応 県の重点課題を東部圏域で展開していく際の緊急支援、また、災害等発生の際の緊急対応が必要となった場合の直接事業実施に活用する。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

東部振興課 (内線：7968)

1目 農業総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりジビエ利用促進総合対策事業 (いなばのジビエ開発普及事業)	8,516	10,079	△1,563				8,516	
トータルコスト	16,314千円 (前年度 17,844千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	「いなばのジビエ推進協議会」の運営に係る関係機関との調整、打合せ並びに解体処理者研修、未利用部位の活用事例調査等							
工程表の政策目標(指標)	有望案件を選択の上、モデル事例を育成 (猪、鹿の活用等)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 県東部のジビエのイメージアップや有効活用、消費拡大を促進する「いなばのジビエ推進協議会」にコーディネーターを配置し、販路開拓や消費拡大に向けたファンクラブの運営、ジビエフェスティバルの開催、ジビエ肉の試験販売並びに解体処理者研修を委託する。</p> <p>(2) 未利用部位の有効活用を図るため、食品開発研究所に調査研究を委託する。 ※ジビエ (仏：gibier) = 主にフランス料理の用語で、狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣のこと。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ジビエコーディネーターの配置 4,338千円 各獣肉処理加工施設の精肉在庫状況等に関する情報収集管理、販路開拓、マッチングの推進 (猪・鹿肉・皮・内臓等)、プロモーション活動等を行うジビエコーディネーターを配置する。</p> <p>(2) 県民へのジビエの普及 2,865千円</p> <p>(ア) ジビエファンクラブの組織化 猪・鹿の有効活用に賛同する消費者を組織化、商品・店・イベント情報等を発信し、その活用を促進する。</p> <p>(イ) いなばのジビエフェスティバルの開催 事例発表やパネル展示による猪・鹿の有効活用取組の紹介、ジビエ料理の試食提供、猪・鹿を活用した加工品の商品展示を行う。</p> <p>(ウ) 【新】ジビエ肉お試し販売支援 試験販売及び販売データ収集を行うとともに販売員へのジビエに関する研修を実施する。</p> <p>(3) ジビエ肉安定供給体制確立のための解体処理者研修の開催 413千円 猪・鹿別に初心者向け、初級者～中級者向け、中級者～上級者向け研修を実施する。</p> <p>(4) 未利用部位 (角・皮・内臓) の資源価値の調査研究 900千円</p> <p>(ア) シカ、イノシシ肉の加工品の試作と提案</p> <p>(イ) ジビエ利活用手引書の作成</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○平成24年5月17日にいなばのジビエ推進協議会が発足した。(平成28年1月現在：会員数48)</p> <p>○ジビエ料理提供店舗、旅館が増加した。(H24.5月：1店舗→H28.1月：23店舗)</p> <p>○いなばのジビエファンクラブ (メルマガ会員) の立ち上げ、いなばのジビエフェスティバルの開催等により、多くのメディアに取り上げられジビエの認知度が向上した。</p> <p>○イベントの実施や販路開拓により首都圏でのジビエ肉販売が増加した。</p> <p>○協議会と県の活動が認められ、昨年2月に「第1回日本ジビエサミット」が鳥取で開催された。</p> <p>○肉にとどまらず、皮・角・内臓等の活用に向けた検討を実施し、商品化への取組を図る。(洗顔クロス・鞆・小物・アクセサリ・ペットフード等)</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

東部振興課 (内線: 7969)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部地域振興・交流支援事業	5,984	6,138	△154				5,984	
トータルコスト	17,681千円 (前年度 17,786千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	負担金・補助金交付業務、関係機関との調整・打合せ、協議会事業の実施等							
工程表の政策目標(指標)	県民が自主的に取り組む地域づくり活動の支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県東部地区の地域資源を活用した観光客誘致及び交流人口の増加の取組を促進し、地域の活性化を図るとともに、地域の魅力アップを図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名	目的	内 容	予算額	事業実施主体
氷ノ山県際交流推進事業	氷ノ山を鳥取・兵庫両県一体の山として認識し、両県の当該地域の振興を図る。	鳥取・兵庫両県氷ノ山交流登山、氷ノ山サミットの開催(補助事業)	290	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
とっとり因幡グリーンツーリズム推進事業	県東部地域の農山漁村の地域資源を活かしたグリーンツーリズムの取組を積極的に推進する。	グリーンツーリズムの普及・啓発、情報の収集・発信、実践団体の育成・掘り起こし及び資質向上(負担金)	1,648	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会
岩美キッズトライアスロン支援事業	参加者等に地域住民との交流の場や地域の良さを体験する機会を提供し、山陰海岸ジオパークへの理解を深める。	岩美キッズトライアスロン実施経費の支援(補助事業)	800	岩美キッズトライアスロン全国大会実行委員会
「幸せはこぶ福(29)ロード」事業	兵庫県と鳥取県の国道29号周辺地域の市町及び民間関係者等との協力と連携の下に地域の振興と活性化を図る。	(1) 福ロード事業(負担金) 沿線地域の情報発信事業等の実施	300	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会
		(2) ニクロード推進事業(補助事業) ニクロードイベント等の実施	707	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図る。	氷ノ山夏山開き祭等の実施及び新聞等での四季折々の広告宣伝(負担金)	1,500	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
職員旅費、消耗品の購入経費等			739	県
計			5,984	

3 これまでの取組状況、改善点

氷ノ山県際交流推進事業	氷ノ山登山マップにより氷ノ山の魅力発信を行い、周辺市町の観光への関心も高まった。また、「鳥取・兵庫両県往来氷ノ山交流登山ツアー」により、氷ノ山が両県一体の山であるという認識が深まるとともに同ツアー募集等を通じて関西圏域在住者などにもPRできた。
とっとり因幡グリーンツーリズム推進事業	推進協議会の会員数が増加し各会員の活動も多様化したことから、平成27年度に部会制(田舎体験部会、自然体験部会、特産品部会)を導入し各部会を主体にした専門的な活動を行うための見直しを行った。各部会による取組として、野外災害救急法、食品表示、消防関係の研修会等を行うなど、危機管理や特産品開発の向上に努めるとともに、協議会ホームページのリニューアルやフェイスブック等を用いた情報発信を行うなど、会員相互の魅力を連結させ一体的な取組を行うことができた。
岩美キッズトライアスロン支援事業	全国の小中学生等に観光資源のPRや山陰海岸の普及啓発を行うことができた。参加者: 第1回225名、第2回247名、第3回249名、第4回262名、第5回286名(うちリレーの部(新規)36名)
「幸せはこぶ福(29)ロード」事業	本事業を通じて国道29号沿線の魅力を情報発信し誘客を図った。沿線地域の活性化のため、ニク(29)ロード推進事業等に民間団体の声を積極的に反映させた。また、今後も日本風景街道登録など民間主体の取組に向けた支援を行っていく。
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	既存の取組の中では、夏山開きでの登山ガイドなどが参加者に好評を得た。また、韓国からのツアー客の受入も行われ、地域の活性化につながることができた。

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち元気づくり総本部							2項 企画費	1目 企画総務費
	1項 総務管理費	1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費					
1 報 酬	540,986	55,893	13,806	2,161	11,045	600	37,045	32,574	
2 給 料	2,917,486	318,665	157,458	157,458			161,207	161,207	
3 職員手当等	4,480,023	164,050	81,060	81,060			82,990	82,990	
4 共 済 費	1,159,905	126,447	60,579	58,898	1,681		65,168	64,818	
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	20,848								
7 賃 金	36,107								
8 報 償 費	275,238	11,399	4,156		4,156		4,998	3,198	
9 旅 費	245,932	23,639	4,596	1,467	2,958	171	13,708	6,123	
費用弁償	29,291	5,933	504		484	20	4,744	1,518	
普通旅費	164,106	12,325	3,179	1,467	1,562	150	6,563	3,504	
特別旅費	52,535	5,381	913		912	1	2,401	1,101	
10 交 際 費	3,600								
11 需用費	567,117	44,877	31,894	1,890	29,984	20	9,505	6,723	
12 役 務 費	547,332	159,964	149,257	3,022	146,135	100	6,660	4,690	
13 委 託 料	5,153,053	311,440	124,965		124,965		78,196	6,590	
14 使用料及び賃借料	679,370	22,541	10,145	1,573	8,562	10	8,926	6,141	
15 工事請負費	2,359,459								
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	141,271	260					260	260	
19 負担金、補助及び交付金	8,018,430	395,489	26,982		26,912	70	118,607	60,027	
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	170,200								
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	3,130,311	3,006,579					3,006,579		
26 寄 付 金									
27 公 課 費	361								
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	30,449,529	4,641,243	664,898	307,529	356,398	971	3,593,849	435,341	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,151,426							
	地 方 債	3,028,000							
	そ の 他	4,012,222	262,593	368	10	218	140	135,969	
	一 般 財 源	21,257,881	4,378,650	664,530	307,519	356,180	831	3,457,880	

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			5款 労働費	うち元気づくり総本部			6款 農林水産業費
	うち元気づくり総本部				うち元気づくり総本部			
	2項 企画費	4項			1項 労政費	1目 労政総務費		
	2目 計画調査費	市町村振興費	1目 自治振興費					
1 報酬	4,471	5,042	5,042	209,087				370,882
2 給料				183,701				2,410,607
3 職員手当等				95,885				1,250,017
4 共済費	350	700	700	97,864				946,415
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃金								660
8 報償費	1,800	2,245	2,245	377,494				47,410
9 旅費	7,585	5,335	5,335	59,919				98,439
費用弁償	3,226	685	685	10,502				6,074
普通旅費	3,059	2,583	2,583	6,173				82,218
特別旅費	1,300	2,067	2,067	43,244				10,147
10 交際費				50				
11 需用費	2,782	3,478	3,478	53,835	26	26	26	501,862
12 役務費	1,970	4,047	4,047	22,332				132,968
13 委託料	71,606	108,279	108,279	778,019				1,791,343
14 使用料及び賃借料	2,785	3,470	3,470	158,573				156,088
15 工事請負費				223,559				3,366,722
16 原材料費								3,687
17 公有財産購入費								54,600
18 備品購入費				2,453				64,902
19 負担金、補助及び交付金	58,580	249,900	249,900	138,254	9,002	9,002	9,002	10,866,019
20 扶助費				311				
21 貸付金								564,212
22 補償、補填及び賠償金								201,455
23 償還金、利子及び割引料								126,845
24 投資及び出資金								10
25 積立金	3,006,579			200,228				695,156
26 寄付金								
27 公課費				58				338
28 繰出金								207,831
予備費								
計	3,158,508	382,496	382,496	2,601,622	9,028	9,028	9,028	23,858,468
財 源 内 訳	国庫支出金			1,062,507				6,500,109
	地方債			114,000				1,784,000
	その他	118,659	126,256	126,256	75,187			2,930,338
	一般財源	3,039,849	256,240	256,240	1,349,928	9,028	9,028	9,028

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	6款 農林水産業費			7款			元気づくり 総本部 合 計	
	うち元気づくり総本部			商工費	うち元気づくり総本部			
	1項 農業費	1目 農業総務費			3項 観光費	1目 観光費		
1 報 酬				97,226			55,893	
2 給 料				453,629			318,665	
3 職員手当等				233,530			164,050	
4 共 済 費				213,219			126,447	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金								
8 報 償 費				688,845			11,399	
9 旅 費				83,098	124	124	124	23,763
費用弁償				18,121				5,933
普通旅費				51,373	124	124	124	12,449
特別旅費				13,604				5,381
10 交 際 費								
11 需 用 費				62,329	514	514	514	45,417
12 役 務 費				50,860	18	18	18	159,982
13 委 託 料	8,516	8,516	8,516	575,634				319,956
14 使用料及び賃借料				155,692	83	83	83	22,624
15 工 事 請 負 費				9,419				
16 原 材 料 費								
17 公有財産購入費								
18 備 品 購 入 費				10,302				260
19 負担金、補助及び交付金				9,978,460	5,245	5,245	5,245	409,736
20 扶 助 費								
21 貸 付 金				575,057				
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料				332,492				
24 投資及び出資金				1,500				
25 積 立 金								3,006,579
26 寄 付 金								
27 公 課 費				35				
28 繰 出 金				9,048				
予 備 費								
計	8,516	8,516	8,516	13,530,375	5,984	5,984	5,984	4,664,771
財 源 内 訳	国庫支出金			13,271				
	地 方 債							
	そ の 他			977,050				262,593
	一 般 財 源	8,516	8,516	8,516	12,540,054	5,984	5,984	5,984

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	非常勤職員 1人
給 料	一般職員 42人
3目 広報費	
報 酬	非常勤職員 5人
	附属機関審査委員 2人
	パートナー県政推進会議委員 18人
負担金、補助及び交付金	鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金 26,912
4目 文書費	
報 酬	鳥取県情報公開審議会委員 5人
	鳥取県個人情報保護審議会委員 5人
負担金、補助及び交付金	「情報公開・個人情報保護をめぐる法実務」参加負担金 70
2項 企画費	
1目 企画総務費	
報 酬	非常勤職員 5人
	鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会委員 4人
	よりん彩事務、コーディネーター、アドバイザー、相談員 9人
	男女共同参画審議会委員 20人
	男女共同参画推進企業認定委員会委員 5人
	男女共同参画推進員 4人
	男女共同参画センター運営協議会委員 14人
	委託事業選定委員 3人
給 料	一般職員 43人
負担金、補助及び交付金	全国知事会負担金 7,898
	中国地方知事会負担金 1,282
	関西広域連合負担金 25,123
	近畿ブロック知事会負担金 250
	日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金 500
	分権型政策制度研究センター負担金 400
	関西地域振興財団(大阪湾ベイエリア開発推進機構)負担金 1,750
	日本海沿岸地帯振興連盟負担金 600
	中国地方総合研究センター負担金 450
	鳥取・島根広域連携協働事業補助金 1,200
	日本NPOセンター会費 50
	よりん彩活動支援事業補助金 2,085

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等	
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
負担金、補助 及び交付金	よりん彩記念日フォーラム補助金	150
	倉吉未来中心施設管理負担金	1,612
	米子コンベンションセンター施設管理負担金	365
	鳥取県図書館協会年会費	2
	女性活躍職場づくり助成金等事業補助金	11,810
	女性活躍のための一般事業主行動計画作成補助金	3,000
	育児休業復帰支援事業補助金	1,500
2目 計画調査費		
報 酬	非常勤職員	1人
	県政顧問	13人
	県政アドバイザースタッフ	28人
	総合教育会議委員	7人
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員	5人
	トトリズム推進委員会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	人口減少に立ち向かう自治体連合負担金	10
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金	17,200
	トトリズム推進補助金	24,000
	みんなですすめるトトリズム！支援事業補助金	12,000
	クラウドファンディング運営費補助金	1,800
	とっとり元気フェス開催事業費補助金	3,570
積 立 金	鳥取元気づくり推進基金設置に係る積立金	3,000,000
	鳥取元気づくり推進基金の運用益に係る積立金	6,579
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
報 酬	非常勤職員	2人
	中山間地域等活性化・移住定住促進協議会委員	10人
	とっとり暮らし支援関係補助事業審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	小さな拠点促進支援事業費補助金	38,500
	鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金	41,087
	小規模高齢化集落応援事業費補助金	1,800
	みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業費補助金	37,935
	中山間地域買い物福祉サービス支援事業補助金	10,550
	中山間地域活力創出若者活動支援事業費補助金	1,100
	高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金	2,000

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
4項 市町村振興費	
1目 自治振興費	
負担金、補助及び交付金	地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業補助金 450
	全国過疎地域自立促進連盟会費 367
	一般財団法人地域活性化センター会費 900
	全国山村振興連盟会費 45
	地域サポート人ネットワーク全国協議会負担金 10
	国道29号日本風景街道推進事業費負担金 1,500
	国道29号日本風景街道推進事業費補助金 700
	まちなか暮らし総合支援事業補助金 9,500
	NPO法人ふるさと回帰支援センター年会費 300
	移住・交流推進機構年会費 50
	新たな起業・創業人材移住強化補助金 9,440
	鳥取県移住定住推進交付金 90,000
	八頭郡活性化戦略会議負担金 150
	地方創生事業補助金 3,000
	ホームページ運営負担金 516
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金 9,002
7款 商工費	
3項 観光費	
1目 観光費	
負担金、補助及び交付金	氷ノ山県際交流推進事業補助金 290
	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会負担金 1,648
	鳥取県岩美キッズトライアスロン支援事業補助金 800
	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会負担金 300
	ニク(29)ロード推進事業補助金 707
	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金 1,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	特定財源				一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他	千円		
平成28年度 県政テレビ番組制作放送費	千円 24,306			平成29年度	千円 24,306					千円 24,306	
平成28年度 若者定住等による集落活性化総合対策事業補助	19,045			平成29年度から 平成30年度まで	19,045						19,045
平成28年度 鳥取・島根広域連携協働事業補助	補助金総額1,000千円 を限度として、平成28 年度に交付決定した 額から平成28年度に 交付した額を差し引い た額			平成29年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成28年度 協働提案・連携推進事業補助	補助金総額8,000千円 を限度として、平成28 年度に交付決定した 額から平成28年度に 交付した額を差し引い た額			平成29年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成28年度 トットリズム推進事業補助	12,000			平成29年度から 平成30年度まで	12,000						12,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 とりネットCMSサーバー賃借料及び運用管理委託	25,124	平成27年度	4,945	平成28年度から 平成31年度まで	20,179	千円	千円	千円	千円	20,179
平成27年度 県庁舎総合受付案内等業務委託	23,866			平成28年度から 平成30年度まで	23,866					23,866
平成27年度 鳥取力創造運動支援補助	12,000			平成28年度から 平成29年度まで	12,000				12,000	

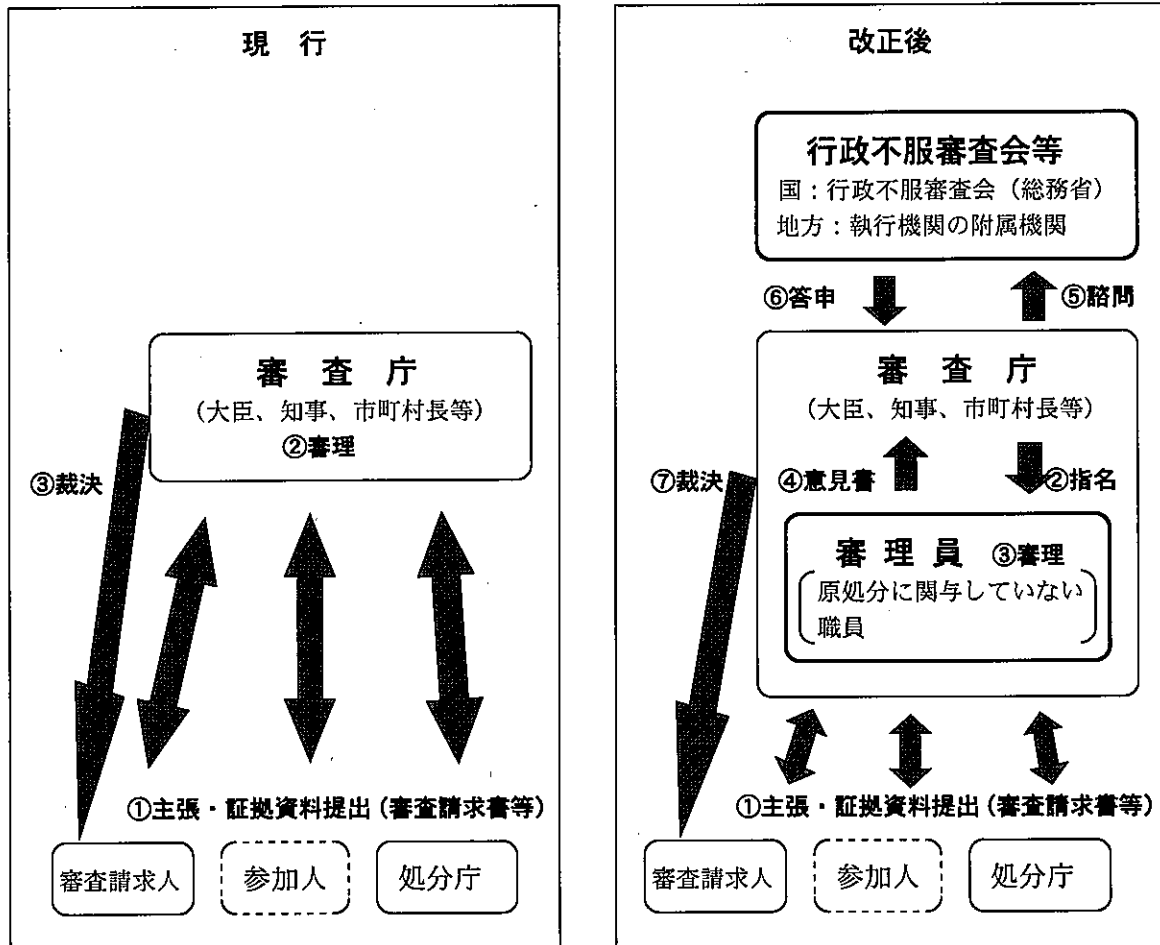
条 例 名 等	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について (鳥取県個人情報保護条例、鳥取県情報公開条例の一部改正)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 行政不服審査法の全部が改正され、審査請求の審理は条例に特別の定めがある場合を除き審理員が行うこととされたことに伴い、審理員を指名しないで審理する特例について定める。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 ア 個人情報の開示等に関する審査請求については、審理員による審理は行わないこととする。 イ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県情報公開条例の一部改正 ア 公文書の開示に関する審査請求については、審理員による審理は行わないこととする。 イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 実施機関は審査請求があったときは、速やかに審議会に諮問しなければならない。 (鳥取県個人情報保護条例第25条、鳥取県情報公開条例第19条)</p> <p>→ 諮問を受けた審議会は、審査請求人及び処分庁の主張や開示対象公文書を見た上で、処分の適否等を審議の上、審査庁へ答申することとされており、公正性、客観性が確保される制度が既に構築されていることから、改正行政不服審査法に定める「審理員制度」及び「行政不服審査会等への諮問手続」を適用する必要がない。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <審査請求の裁決に至るまでのイメージ> </p>

【参考 改正行政不服審査法】

＜主な改正点＞

- ① 不服申立構造の見直し…原則として「審査請求」に一元化。(現行は「異議申立て」と「審査請求」)
- ② 使いやすさの向上…審査請求期間を3月に延長。(現行は60日)
- ③ 公正性の向上…「審理員制度」及び「行政不服審査会等への諮問手続」を導入。

＜審査請求の裁決に至るまでのイメージ＞



＜行政不服審査法 抜粋＞

第9条 審査請求がされた行政庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならない。ただし、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならない。

一 略

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に附属機関として設置された審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 鳥取県個人情報保護審議会(第37条<u>一第37条の5</u>)</p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(開示請求)</p> <p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示の請求をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、<u>開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)</u>、<u>開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定</u>、<u>第18条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)</u>をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、<u>開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあつては、当該期日を付記しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のもの(以</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 鳥取県個人情報保護審議会(第37条)</p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(開示請求)</p> <p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示(<u>個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)</u>の請求をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、<u>開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き</u>、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、<u>開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)</u>をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、<u>個人情報を開示しない旨の決定(第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)</u>をしたときは、<u>当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあつては、当該期日を付記しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のものに関</p>

下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

5 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第25条第1項第2号及び第25条の2第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

6 略

(開示の方法)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(審査請求)

第24条の7 開示決定等、訂正決定等若しくは第24条の6第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第25条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、

する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対して、当該個人情報が存在しない旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

6 第2項の規定は、前項の通知を第1項に規定する期間内にすることができないやむを得ない理由がある場合について準用する。

7 略

(開示の方法)

第15条 実施機関は、個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第24条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止請求に対する決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは第24条の6第1項の決定について行政不服審

鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であるとき。
- (2) 審査請求の全部を認容する裁決をするとき。
ただし、当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第25条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第25条の3 第14条第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 略
2～5 略

6 略
7 略

(審議会の調査権限)

査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であるとき。
- (2) 不服申立てに係る決定の全部を取り消すとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 略
2～5 略

6 審議会は、必要があると認めるときは、不服申立てをした者、是正の再申出をした者、事業者、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 略
8 略

第37条の2 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報が記録された公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第37条の3 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第37条の4 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。この場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人は、その期間内にこれを提出しなければならない。

<p>2 <u>審議会は、前項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第37条の5 審議会は、第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人又は是正の再申出をした者に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。</u></p> <p>第44条 <u>第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第44条 <u>第37条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>
--	---

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>審査請求</u>(第18条の3―第21条)</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 <u>審査請求に係る調査審議の手続</u>(第28条―第33条)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第2節 <u>審査請求</u> (<u>審査請求の手続</u>)</p> <p>第18条の3 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審議会への諮問等)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>不服申立てに係る諮問等</u>(第18条の3―第21条)</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 <u>不服申立てに係る調査審議の手続</u>(第28条―第33条)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第2節 <u>不服申立てに係る諮問等</u> (<u>実施機関に対する不服申立て</u>)</p> <p>第18条の3 <u>実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができる。</u></p> <p>(審議会への諮問等)</p>

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であるとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて審議

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であるとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による不服申立てに係る

すること。

(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3)・(4) 略

第27条 削除

第4節 審査請求に係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必

諮問に応じて審議すること。

(2) 公文書条例第18条第1項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3)・(4) 略

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、元気づくり総本部及び総務部において処理する。

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第1項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書又は利用請求（公文書条例第13条第3項に規定する利用請求をいう。第3項において同じ。）に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書又は利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、そ

要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

- 2 審議会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

の要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

- 2 審議会は、不服申立に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 基金の新設、廃止等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 新たに鳥取元気づくり推進基金を設置し、鳥取力創造運動推進基金及びとっとり支え愛基金を廃止する。</p> <p>(2) 見直しを行う基金とその内容 ア 新たに設置する基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取元気づくり推進基金</td> <td>県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 廃止する基金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取力創造運動推進基金</td> <td>県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 (1) 鳥取元気づくり推進基金の設置 平成28年4月1日 (2) 鳥取力創造運動推進基金の廃止 平成28年5月31日</p>	名称	設置目的	鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。	名称	設置目的	鳥取力創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。
名称	設置目的								
鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。								
名称	設置目的								
鳥取力創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。								

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2～5 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					(設置) 第2条 略 2～5 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
34 鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。					

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
					7 鳥取 力創造 運動推 進基金	県民、 特定非営 利活動法 人、事業 者、市町 村、県等 の多様な 主体が連 携し、共 に地域の 特性を生 かした魅 力ある地 域づくり を推進し、もっ て地域の 振興に資 すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て	当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 てると き。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県基金条例別表第1の12の項の改正規定及び同表に34の項を加える改正規定並びに別表第3の3の項の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年5月31日

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県県民投票選択肢等検討委員会を条例に基づく附属機関とするものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 新たに設置する附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県県民投票選択肢等検討委員会</td> <td>鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調査審議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民投票で選択する選択肢について検討 ・ 県民が投票する際の判断に資する関連情報の内容について検討 <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>	名称	調査審議する事項	鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項
名称	調査審議する事項				
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項				

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項	鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項		
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取力創造運動の推進のために設置した附属機関について、その名称及び調査審議する事項を改める。</p> <p>2 概 要 (1) 見直しを行う附属機関とその内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トットリズム推進委員会</td> <td>トットリズムの推進に関する事項</td> <td>鳥取力創造運動推進委員会</td> <td>鳥取力創造運動の推進に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 見直しの理由 これまでの「鳥取力創造運動」を発展させ、地方創生のムーブメント「トットリズム」の推進とするため</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>	改正後		改正前		名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項	鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項
改正後		改正前											
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項										
トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項	鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項										

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
<u>トットリズム推進委員会</u>	<u>トットリズムの推進に関する事項</u>	<u>鳥取力創造運動推進委員会</u>	<u>鳥取力創造運動の推進に関する事項</u>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県附属機関条例等の一部改正について（鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県男女共同参画推進条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>2 概 要 鳥取県男女共同参画審議会の庶務規定について、行政組織規則に規定があるため削除する。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>

鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第1条 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 前文 第1章～第4章 略 第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条～ <u>第37条</u>) 第6章 雑則(第38条) 附則 (雑則) <u>第37条</u> 略 (委任) <u>第38条</u> 略	目次 前文 第1章～第4章 略 第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条～ <u>第38条</u>) 第6章 雑則(第39条) 附則 <u>(庶務)</u> <u>第37条</u> 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。 (雑則) <u>第38条</u> 略 (委任) <u>第39条</u> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>関西広域連合規約の変更に関する協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 関西広域連合の計画策定事務の追加に伴い、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 (1) 規約の改正理由 関西広域連合として、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方版総合戦略の策定に取り組むため、規約に定める計画策定事務に当該計画の策定を追記する規約改正を行うものである。 (2) 改正内容 ○計画の策定及び実施に関する事務に、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を追加する。 ○上記計画の策定事務の追加に伴う所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日 総務大臣の許可の日</p> <p>【参考】 ・まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略は、都道府県及び市町村が策定主体とされており、広域連合の位置付けが不明確であったため、広域連合も総合戦略の策定主体となるよう関西広域連合が国に要望した。 ・その結果、平成27年12月、広域連合規約に定めることを条件として、広域連合が総合戦略の策定主体となることが認められた。</p>

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務</p> <p><u>ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画</u></p> <p><u>イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画</u></p> <p><u>ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u></p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>企画調整費</td> <td>第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	略			企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	略	事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	略	略			備考 略			<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる<u>防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u>の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>企画調整費</td> <td>第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	略			企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	略	事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	略	略			備考 略		
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																																			
略																																					
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	略																																			
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	略																																			
略																																					
備考 略																																					
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																																			
略																																					
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	略																																			
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	略																																			
略																																					
備考 略																																					

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

